

第百七十一回国会
衆議院
厚生労働委員会議録第一号

本国会召集日(平成二十一年一月五日)(月曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 田村 憲久君
理事 上川 陽子君 理事 鴨下 一郎君
理事 後藤 茂之君 理事 西川 京子君
理事 三ッ林隆志君 理事 山井 和則君
理事 榎屋 敬悟君
赤池 誠章君 新井 悦二君
井澤 京子君 井上 信治君
遠藤 宣彦君 大野 松茂君
金子善次郎君 川条 志嘉君
木原 誠二君 木村 義雄君
清水鴻一郎君 杉村 太蔵君
高鳥 修一君 谷畑 孝君
とかしきなおみ君 戸井田とおる君
富岡 勉君 長崎幸太郎君
西本 勝子君 萩原 誠司君
林 潤君 福岡 資麿君
内山 晃君 岡本 充功君
菊田真紀子君 郡 和子君
園田 康博君 長妻 昭君
藤村 修君 細川 律夫君
三井 辨雄君 柚木 道義君
福島 豊君 古屋 範子君
高橋千鶴子君 阿部 知子君
糸川 正晃君

西川 京子君 林 潤君
福岡 資麿君 三ッ林隆志君
郡 和子君 園田 康博君
藤村 修君 山井 和則君
榎屋 敬悟君 高橋千鶴子君
阿部 知子君 糸川 正晃君
三ッ林隆志君
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律
案審査小委員長

平成二十一年三月四日(水曜日)

午前九時三十分開議
出席委員

委員長 田村 憲久君
理事 上川 陽子君 鴨下 一郎君
理事 後藤 茂之君 西川 京子君
理事 三ッ林隆志君 藤村 修君
理事 山井 和則君 榎屋 敬悟君
理事 赤池 誠章君 新井 悦二君
理事 井澤 京子君 井上 信治君
理事 稲田 朋美君 遠藤 宣彦君
大野 松茂君 金子善次郎君
川条 志嘉君 木原 誠二君
木村 義雄君 清水鴻一郎君
杉村 太蔵君 谷畑 孝君
とかしきなおみ君 戸井田とおる君
富岡 勉君 長崎幸太郎君
西本 勝子君 萩原 誠司君
林 潤君 福岡 資麿君
内山 晃君 岡本 充功君
菊田真紀子君 郡 和子君
園田 康博君 長妻 昭君
細川 律夫君 柚木 道義君
柚木 道義君 三井 辨雄君
古屋 範子君 高橋千鶴子君
阿部 知子君 糸川 正晃君

委員の異動
三月四日
辞任 高鳥 修一君 補欠選任 稲田 朋美君
同日 稲田 朋美君 補欠選任 高鳥 修一君
同日 理事山田正彦君平成二十年十二月二十六日委員
辞任につき、その補欠として藤村修君が理事に
当選した。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等
に関する法律等の一部を改正する法律案(後藤
茂之君外三名提出、第百六十九回国会衆法第五
号)
基礎年金番号を用いての把握がされていない年
金個人情報に係る本人の特定に関する調査の実
施等に関する法律案(長妻昭君外四名提出、第
百六十九回国会衆法第一〇号)
国民年金の任意加入被保険者であった者が納付
した超過分保険料の額に相当する金額の還付の
ための国民年金法等の一部を改正する法律の一
部を改正する法律案(長妻昭君外四名提出、第
百六十九回国会衆法第一二号)
国等による障害者就労施設からの物品等の調達
の推進等に関する法律案(谷畑孝君外七名提
出、第百六十九回国会衆法第二〇号)
国民年金法等の一部を改正する法律案(長勢甚
遠君外三名提出、第百六十九回国会衆法第二三
号)
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(参議院提出、第百六十八回国会参法第一
号)

一月五日
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律
案(中山太郎君外五名提出、第百六十四回国会
衆法第一四号)
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律
案(石井啓一君外一名提出、第百六十四回国会
衆法第一五号)
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(後藤茂之君外二名提出、第百六十八回国
会衆法第六号)
肝炎対策基本法案(川崎二郎君外九名提出、第
百六十八回国会衆法第八号)
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律
案(金田誠一君外二名提出、第百六十八回国会
衆法第一八号)

後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高
齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措
置に関する法律案(参議院提出、第百六十九回
国会参法第一七号)
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年
金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提
出、第百六十六回国会衆法第九五号)
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労
働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部
を改正する法律案(内閣提出、第百七十回国会
閣法第一一七号)

平成二十一年三月四日(水曜日)委員長の名で、
次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律
案審査小委員

井上 信治君 上川 陽子君
鴨下 一郎君 川条 志嘉君
後藤 茂之君 清水鴻一郎君

同月二十六日

介護労働者の処遇改善を初め介護保険制度の抜本的改善を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第九号)

同(石井郁子君紹介)(第一〇号)

同(笠井亮君紹介)(第一一号)

同(穀田恵二君紹介)(第一二二号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一二三号)

同(志位和夫君紹介)(第一四四号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一五五号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一六六号)

同(吉井英勝君紹介)(第一七号)

同(笠井亮君紹介)(第四四号)

国の責任で、安心・信頼できる年金制度の確立を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一八号)

同(石井郁子君紹介)(第一九号)

同(笠井亮君紹介)(第二〇号)

同(穀田恵二君紹介)(第二一号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二二二号)

同(志位和夫君紹介)(第二三三号)

同(塩川鉄也君紹介)(第二四四号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第二五五号)

同(吉井英勝君紹介)(第二六六号)

後期高齢者医療制度廃止法案の衆議院での速やかな審議と可決を求めることに関する請願(笠井亮君紹介)(第二七号)

同(志位和夫君紹介)(第九六号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第一二八号)

同(石井郁子君紹介)(第一五六号)

同(笠井亮君紹介)(第一五七号)

同(穀田恵二君紹介)(第一五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一六〇号)

同(志位和夫君紹介)(第一六一号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一六二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一六三三三)

同(吉井英勝君紹介)(第一六四号)

医師・看護師不足など医療の危機打開に関する

請願(穀田恵二君紹介)(第四〇号)

同(志位和夫君紹介)(第四一号)

同(吉井英勝君紹介)(第四二二号)

同(志位和夫君紹介)(第九七号)

国の医療に回すお金をふやし、医療の危機打開と患者負担の軽減を求めることに関する請願(塩川鉄也君紹介)(第四三三三)

救済対象外のウイルス性肝炎患者に対する治療医療費助成制度の創設に関する請願(藤村修君紹介)(第八七号)

後期高齢者医療制度の廃止など暮らしを守ることに

同(石井郁子君紹介)(第八九号)

同(穀田恵二君紹介)(第九〇号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第九一一号)

同(塩川鉄也君紹介)(第九二二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第九三三三)

同(塩川鉄也君紹介)(第一二九号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一三〇号)

同(吉井英勝君紹介)(第一三一一号)

高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求めることに関する請願(志位和夫君紹介)(第九四四号)

同(志位和夫君紹介)(第一三二二二)

同(山井和則君紹介)(第一六五五)

同(志位和夫君紹介)(第一二五五)

同(塩川鉄也君紹介)(第一二五五)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一二六六)

同(吉井英勝君紹介)(第一二七七)

最低保障年金制度の実現を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一四七号)

同(石井郁子君紹介)(第一四八八)

同(笠井亮君紹介)(第一四九号)

同(穀田恵二君紹介)(第一五〇号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一五一二)

同(志位和夫君紹介)(第一五二二)

同(塩川鉄也君紹介)(第一五三三)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一五四四)

同(吉井英勝君紹介)(第一五五五)

二月九日

看護師をふやし、命を大切にすることに国に関する請願(岡本充功君紹介)(第一八九号)

介護労働者の処遇改善を初め介護保険制度の抜本的改善を求めることに関する請願(池田元久君紹介)(第二〇一一)

同(阿部知子君紹介)(第二〇五五)

同(柚木道義君紹介)(第二二三三)

同(赤嶺政賢君紹介)(第三〇〇号)

同(石井郁子君紹介)(第三〇一一)

同(笠井亮君紹介)(第三〇二二)

同(穀田恵二君紹介)(第三〇三三)

同(佐々木憲昭君紹介)(第三〇四四)

同(志位和夫君紹介)(第三〇五五)

同(塩川鉄也君紹介)(第三〇六六)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三〇七七)

同(吉井英勝君紹介)(第三〇八八)

将来にわたっての安定・充実した社会保障制度の維持を求めることに関する請願(篠原孝君紹介)(第二五七号)

同(近藤洋介君紹介)(第三二〇号)

同(原田令嗣君紹介)(第三二一一)

後期高齢者医療制度廃止法案の衆議院での速やかな審議と可決を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第二五八八)

同(笠井亮君紹介)(第二五九九)

同(穀田恵二君紹介)(第二六〇〇)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二六一一)

同(志位和夫君紹介)(第二六二二)

同(篠原孝君紹介)(第二六三三)

同(高橋千鶴子君紹介)(第二六四四)

同(高橋千鶴子君紹介)(第二六四四)

高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求めることに関する請願(石井郁子君紹介)(第二六五五)

同(塩川鉄也君紹介)(第二六六六)

同(吉井英勝君紹介)(第二六七七)

同(羽田孜君紹介)(第三〇九号)

身近な地域で、安心して産める場所の確保に関する請願(福島豊君紹介)(第二九九号)

同月十八日

介護労働者の処遇改善を初め介護保険制度の抜本的改善を求めることに関する請願(内山晃君紹介)(第三二八号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三三九五)

国の医療に回すお金をふやし、医療の危機打開と患者負担の軽減に関する請願(志位和夫君紹介)(第三四四四)

同(志位和夫君紹介)(第三四四四)

同(笠井亮君紹介)(第三四七号)

同(穀田恵二君紹介)(第三四八八)

同(佐々木憲昭君紹介)(第三四九九)

同(志位和夫君紹介)(第三五〇〇)

同(塩川鉄也君紹介)(第三五一二)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三五二二)

同(照屋寛徳君紹介)(第三五三三)

同(日森文尋君紹介)(第三五四四)

同(吉井英勝君紹介)(第三五五五)

同(菅野哲雄君紹介)(第四〇一一)

同(辻元清美君紹介)(第四〇二二)

同(阿部知子君紹介)(第四五三三)

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策を求めることに関する請願(西野あきら君紹介)(第三五六六)

後期高齢者医療制度廃止法案の衆議院での速やかな審議と可決を求めることに関する請願(加藤公一君紹介)(第三五七七)

同(佐々木憲昭君紹介)(第三五八八)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三五九九)

同(穀田恵二君紹介)(第三六〇〇)

同(塩川鉄也君紹介)(第三六〇〇)

同(滝実君紹介)(第四五一号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第四五〇七)

高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者

五三九

同(坪)金七君紹介(第六〇一号)

行其高齒者因癩帶月の厚上かと国且の暮らしを

同（坪）金七君紹介（第十五回）

同(松本剛明君紹介)(第七五五号)
大量解雇の中止・撤回、緊急の生活支援と労働者派遣法の抜本改正を求めることに関する請願(塩川鉄也君紹介)(第七五六号)
介護保険制度の見直し・改善を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第七九二号)
同(石井郁子君紹介)(第七九三号)
同(笠井亮君紹介)(第七九四号)
同(穀田恵二君紹介)(第七九五号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第七九六号)
同(志位和夫君紹介)(第七九七号)
同(塩川鉄也君紹介)(第七九八号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第七九九号)
同(吉井英勝君紹介)(第八〇〇号)
は本委員会に付託された。

二月十三日

将来にわたつての安定・充実した社会保障制度の維持を求めることに関する陳情書(滋賀県彦根市仏生寺町一〇〇の四立岩義弘外三千五百七十九名)(第一五五号)
ホームレスの生活保護に関する陳情書(東京都品川区平塚二の四の四浅野栄)(第一六号)
薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する陳情書(新潟県魚沼市今泉一四八八の一大平悦子)(第一七号)
四日市社会保険病院(三重県)を含む、社会保険病院グループの新たな経営主体の早期決定を求めることに関する陳情書(三重県四日市市西新地一四の二〇小林篤)(第一八号)
労働者派遣法の抜本改正を求めることに関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一の三宮崎誠)(第一九号)
一月六日
安心の介護サービスの確保を求める意見書(千葉市議会)(第三五五号)
安心の介護サービスの確保を求める意見書(千葉県市川市議会)(第三六号)
安心の出産のために妊婦健診の十四回無料化を

求める意見書(千葉県市川市議会)(第三七号)
安心して出産ができる社会の実現を求める意見書(長野県議会)(第三八号)
安心して医療を受けられる体制の拡充に関する意見書(大阪府議会)(第三九号)
安心できる社会保障制度の構築についての意見書(香川県議会)(第四〇号)
安心の介護サービスの確保を求める意見書(長崎市議会)(第四一号)
安心の介護サービスの確保を求める意見書(大分市議会)(第四二号)
一般用医薬品のインターネット販売規制に関する意見書(福岡県議会)(第四三号)
介護療養病床廃止の中止を求める意見書(北海道八雲町議会)(第四四号)
介護療養病床廃止の中止を求める意見書(北海道音威子府村議会)(第四五号)
介護療養病床廃止の中止を求める要望意見書(北海道置戸町議会)(第四六号)
介護療養病床廃止の中止を求める意見書(北海道上湧別町議会)(第四七号)
介護労働者の人材確保と待遇改善に関する要望意見書(北海道大空町議会)(第四八号)
介護保険制度の改善を求める意見書(岩手県遠野市議会)(第四九号)
介護保険制度の改善を求める意見書(岩手県奥州市議会)(第五〇号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県新地町議会)(第五一号)
「協同労働の協同組合法(仮称)」の早期制定を求める意見書(東京都足立区議会)(第五二号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書(新潟県見附市議会)(第五三号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書(新潟県妙高市議会)(第五四号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書(新潟県妙高市議会)(第五四号)

改善を求める意見書(新潟県阿賀野市議会)(第五五号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書(新潟県出雲崎町議会)(第五六号)
介護従事者の処遇改善と介護保険制度の改善及び介護サービスの確保を求める意見書(長野県上田市議会)(第五七号)
介護労働者の処遇改善を求める意見書(長野県諏訪市議会)(第五八号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県飯島町議会)(第五九号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県南箕輪村議会)(第六〇号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県清内路村議会)(第六一号)
介護保険料を所得比率中心に変更することを求める意見書(長野県清内路村議会)(第六二号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県木祖村議会)(第六三号)
介護保険料を所得比率中心に変更することを求める意見書(長野県木祖村議会)(第六四号)
介護保険制度の改善を求める意見書(長野県木曾町議会)(第六五号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県麻績村議会)(第六六号)
介護保険料を所得比率中心に変更することを求める意見書(長野県麻績村議会)(第六七号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県山形村議会)(第六八号)
介護保険料を所得比率中心に変更することを求める意見書(長野県山形村議会)(第六九号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県筑北村議会)(第七〇号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県坂城町議会)(第七一号)
介護保険料を所得比率中心に変更することを求める意見書(長野県信州新町議会)(第七二号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県信州新町議会)(第七二号)

野県信州新町議会(第七三号)
介護保険料を所得比率中心に変更することを求める意見書(長野県中条村議会)(第七四号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県中条村議会)(第七五号)
介護保険料を所得比率中心に変更することを求める意見書(長野県栄村議会)(第七六号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県栄村議会)(第七七号)
介護療養病床廃止計画への対応に関する意見書(静岡県下田市議会)(第七八号)
介護療養病床廃止計画の中止を求める意見書(静岡県下田市議会)(第七九号)
介護療養病床廃止・医療療養病床削減の中止を求める意見書(滋賀県甲賀市議会)(第八〇号)
介護療養病床廃止の中止を求める意見書(宮崎県日之影町議会)(第八一号)
消えた年金問題の速やかな解決を求める意見書(北海道士別市議会)(第八二号)
「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(北海道中富良野町議会)(第八三号)
「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(北海道標茶町議会)(第八四号)
協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書(岩手県遠野市議会)(第八五号)
「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(岩手県矢巾町議会)(第八六号)
協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書(福島市議会)(第八七号)
「協同労働の協同組合法(仮称)」の早期制定を求める意見書(福島県郡山市議会)(第八八号)
「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(栃木県那須烏山市議会)(第八九号)
「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(栃木県壬生町議会)(第九〇号)
「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(栃木県那須町議会)(第九一号)

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(栃木県那珂川町議会(第九二号))

「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書(埼玉県毛呂山町議会(第九三三号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(埼玉県松伏町議会(第九四四号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(千葉県いすみ市議会(第九五五号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(千葉県多古町議会(第九六六号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(千葉県長生村議会(第九七七号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(千葉県長南町議会(第九七八号))

「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書(東京都檜原村議会(第九九九号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(新潟県見附市議会(第一〇一〇号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(新潟県見附市議会(第一〇一〇号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(長野県佐久市議会(第一〇二二号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の早期制定を求める意見書(兵庫県加古川市議会(第一〇三三号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の制定に関する意見書(奈良市議会(第一〇四四号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(島根県出雲市議会(第一〇五五号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(高知県四万十町議会(第一〇六六号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(千葉県市川市議会(第一〇七七号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(千葉県市川市議会(第一〇七七号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(千葉県市川市議会(第一〇七七号))

暮らせる年金の実現を求める意見書(長野県上田市議会(第一〇八八号))

暮らせる年金の実現を求める意見書(大分市議会(第一〇九九号))

原爆症認定訴訟判決を尊重し、被爆者救済を求める意見書(千葉県市川市議会(第一一〇号))

公共職業安定所の体制見直しに関する意見書(北海道議会(第一一一号))

公的年金制度の抜本改革を求める意見書(北海道市別市議会(第一一二号))

後期高齢者医療制度の改善・充実を求める意見書(山形市議会(第一一二三号))

混合型血管奇形の難病指定を求める意見書(福島県郡山市議会(第一一四四号))

「公共工事における賃金等確保法(仮称)」の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(福島県玉川村議会(第一一五五号))

「公共工事における賃金等確保法(仮称)」の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(福島県平田村議会(第一一六六号))

「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書(埼玉県三郷市議会(第一一七七号))

公契約における適正な労働条件の確保を求める意見書(埼玉県日高市議会(第一一八八号))

公共工事における賃金等確保法(公契約法)の制定を求める意見書(埼玉県ふじみ野市議会(第一一九九号))

公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(埼玉県三芳町議会(第一二〇〇号))

公契約における適正な労働条件の確保を求める意見書(埼玉県毛呂山町議会(第一二一一号))

公共工事における賃金等確保法(公契約法)の制定を求める意見書(埼玉県大利根町議会(第一二二二号))

公共工事における賃金等確保法(公契約法)の制定を求める意見書(埼玉県杉戸町議会(第一二二三号))

公共工事における賃金等確保法(公契約法)の制定を求める意見書(埼玉県杉戸町議会(第一二二三号))

公共工事における賃金等確保法(公契約法)の制定を求める意見書(埼玉県杉戸町議会(第一二二三号))

公共工事における賃金等確保法(公契約法)の制定を求める意見書(埼玉県松伏町議会(第一二四四号))

子育て支援策の拡充を求める意見書(千葉県市川市議会(第一二五五号))

公契約に関する基本法の制定を求める意見書(愛知県武豊町議会(第一二六六号))

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書(鳥取県倉吉市議会(第一二七七号))

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書(愛媛県砥部町議会(第一二七八号))

雇用・能力開発機構のあり方に関する意見書(大分市議会(第一二九九号))

最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書(宮城県本吉町議会(第一三〇〇号))

子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書(石川県内灘町議会(第一三一一号))

新型インフルエンザ対策の強化を求める意見書(奈良県議会(第一三二二号))

JR不採用事件の早期解決を求める意見書(茨城県那珂市議会(第一三三三号))

社会保険関係費の二千二百億円抑制方針の見直しを求める意見書(北海道旭川市議会(第一三四四号))

社会保険関係費の二千二百億円削減方針の見直しを求める意見書(宮城県多賀城市議会(第一三五五号))

社会保険関係費の二千二百億円削減方針の見直しを求める意見書(宮城県多賀城市議会(第一三五五号))

社会保険関係費の二千二百億円削減方針の見直しを求める意見書(福島県二本松市議会(第一三六六号))

社会保険関係費の二千二百億円削減方針の見直しを求める意見書(栃木県壬生町議会(第一三七七号))

社会保険関係費の二千二百億円削減方針の見直しを求める意見書(群馬県桐生市議会(第一三八八号))

社会保険関係費の二千二百億円削減方針の見直しを求める意見書(群馬県桐生市議会(第一三八八号))

社会保険関係費の二千二百億円削減方針の見直しを求める意見書(群馬県草津町議会(第一三九九号))

社会保険関係費の二千二百億円削減方針の撤回を求める意見書(群馬県大泉町議会(第一四〇号))

社会保険関係費の二千二百億円削減方針の撤回を求める意見書(石川県内灘町議会(第一四一一号))

社会保険費の自然増抑制方針の是正など医療政策の改善を求める意見書(静岡県議会(第一四二二号))

障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書(宮城県右沼市議会(第一四三三号))

障害者自立支援法に基づく介護報酬の引き上げを求める意見書(東京都板橋区議会(第一四四四号))

所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県清内路村議会(第一四五五号))

所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県木祖村議会(第一四六六号))

所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県麻績村議会(第一四七七号))

所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県新町議会(第一四八八号))

所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県中条村議会(第一四九九号))

所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県栄村議会(第一五〇〇号))

少子化対策に関する意見書(福岡県議会(第一五一五号))

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書(群馬県大泉町議会(第一五二二号))

地域保育サービスの維持・向上を求める意見書(山形市議会(第一五三三号))

地域医療を守る自治体意見書(福岡県川崎町議会(第一五四四号))

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の見直しを求める意見書(千葉県市川市議会(第一五五五号))

長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書(千葉県市川市議会(第一五六六号))

長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書(千葉県市川市議会(第一五六六号))

める意見書(静岡県下田市議会)(第一五七号) 長時間労働や日雇派遣の禁止など労働法改正を求める意見書(大阪府議会)(第一五八号) 長時間労働や日雇い派遣など労働法改正を求める意見書(大分市議会)(第一五九号) 独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の存続に関する意見書(北海道議会)(第一六〇号) 「特例一時金」を五十日分に戻し、季節労働者対策の拡充を求める意見書(北海道旭川市議会)(第一六一号) 独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の存続に関する意見書(北海道中札内市議会)(第一六二号) トンネルじん肺根絶の抜本的な対策に関する意見書(奈良県議会)(第一六三号) トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書(愛媛県議会)(第一六四号) 奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書(奈良県川西町議会)(第一六五号) 奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書(奈良県河合町議会)(第一六六号) 奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書(奈良県下市町議会)(第一六七号) 奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書(奈良県黒滝村議会)(第一六八号) 妊婦救急医療体制を抜本的に強化するよう求める意見書(千葉市議会)(第一六九号) 乳幼児医療費助成制度の創設を求める意見書(宮城県多賀城市議会)(第一七〇号) 乳幼児医療費助成制度への国庫補助など国の制度として確立することを求める意見書(埼玉県三芳町議会)(第一七一号) 年金制度の改善を求める意見書(東京都足立区議会)(第一七二号) 年金受給額の充実を求める意見書(東京都八王子市議会)(第一七三号) ポリテクカレッジの国による設置・運営の堅持を求める意見書(青森県議会)(第一七四号)	保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書(福島県広野町議会)(第一七五号) 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書(福島県新地町議会)(第一七六号) 四国職業能力開発大学校の国による設置・運営の堅持を求める意見書(香川県議会)(第一七七号) 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(新潟県見附市議会)(第一七八号) 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(新潟県妙高市議会)(第一七九号) 四日市社会保険病院(三重県)を含む、社会保険病院グループの新たな経営主体の早期決定を求める意見書(三重県朝日町議会)(第一八〇号) 療養病床再編成に関する意見書(大阪府議会)(第一八一号) レセプトオンライン請求の義務化に関する意見書(北海道議会)(第一八二号) 労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書(茨城県取手市議会)(第一八三号) 同月十四日 安心の介護サービスの確保を求める意見書(北海道登別市議会)(第一八二号) 新たな雇用対策を求める意見書(山形県東根市議会)(第一八三号) 安心の介護サービスの確保を求める意見書(水戸市議会)(第一八四号) 安心の介護サービスの確保を求める意見書(石川県議会)(第一八五号) 安心した介護をめざすための介護報酬改定等を求める意見書(鳥取県北栄町議会)(第一八六号) 安心の介護サービスの確保を求める意見書(広島県議会)(第一八七号) 医師不足を解消し、地域医療体制の立て直しを求める意見書(北海道倶知安町議会)(第一八八号) 医師不足を解決し、地域医療体制の立て直しを求める意見書(北海道東神楽町議会)(第一八九号)	医師不足を解決し、地域医療体制の立て直しを求める意見書(北海道広尾町議会)(第一九〇号) 医師・看護師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書(東京都江東区議会)(第一九一号) 医師不足対策に関する意見書(東京都調布市議会)(第一九二号) 介護療養病床廃止の中止を求める意見書(北海道十国町議会)(第一九三号) 介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書(北海道奥尻町議会)(第一九四号) 介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書(北海道島牧村議会)(第一九五号) 介護療養病床廃止の中止を求める意見書(北海道比布町議会)(第一九六号) 介護療養病床廃止の中止を求める意見書(北海道占冠村議会)(第一九七号) 介護療養病床廃止の中止を求める意見書(北海道豊富町議会)(第一九八号) 介護療養病床廃止の中止を求める意見書(北海道遠軽町議会)(第一九九号) 介護保険制度の改善を求める意見書(岩手県山田町議会)(第二〇〇号) 介護療養病床廃止の中止を求める意見書(山形県長井市議会)(第二〇一号) 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書(新潟県胎内市議会)(第二〇二号) 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県小諸市議会)(第二〇三号) 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県御代田町議会)(第二〇四号) 介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県富士見町議会)(第二〇五号) 介護労働者の処遇改善を求める意見書(長野県箕輪町議会)(第二〇六号) 介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県富士見町議会)(第二〇七号)	める意見書(長野県箕輪町議会)(第二〇八号) 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県箕輪町議会)(第二〇九号) 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県大桑村議会)(第二一〇号) 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県波田町議会)(第二一一号) 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県小布施町議会)(第二一二号) 介護職員の人材確保に関する意見書(愛知県小坂井町議会)(第二一三号) 介護療養病床廃止の中止を求める意見書(佐賀県多久市議会)(第二一四号) 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(熊本県苓北町議会)(第二一五号) 介護保険制度の充実を求める意見書(鹿児島県議会)(第二一六号) 基礎年金財源における政府負担の確実な実現を求める意見書(山形県長井市議会)(第二一七号) 緊急に安心の医療制度確立を求める意見書(前橋市議会)(第二一八号) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(岩手県一関市議会)(第二一九号) 協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書(宮城県議会)(第二二〇号) 協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書(山形県上山市議会)(第二二一号) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(茨城県日立市議会)(第二二二号) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(埼玉県熊谷町議会)(第二二三号) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(東京都台東区議会)(第二二四号) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(東京都羽村市議会)(第二二五号)
---	--	---	---

職業能力開発大学校の国の責任による運営堅持を求める意見書(岐阜県議会(第四二二二号)) 障害者自立支援法の抜本的な見直しについての意見書(愛知県議会(第四二二四号)) すべての子どもに公平な医療を保障することを求める意見書(兵庫県川西市議会(第四二二五号)) 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書(岩手県一関市議会(第四二二六号)) 臓器移植の推進についての意見書(愛知県議会(第四二二七号)) 早期の雇用対策及び中小企業に対する金融支援の強化を求める意見書(徳島県議会(第四二二八号)) 大麻所持等の取り締まり強化を求める意見書(東京都江東区議会(第四二二九号)) 大麻取締法の改正を求める意見書(東京都豊島区議会(第四三〇号)) 地域医療の拡充を求める意見書(山形県庄内町議会(第四三一号)) 地域医療を守ることを求める意見書(三重県御浜町議会(第四三二号)) 地域医療を守る意見書(岡山県倉敷市議会(第四三三三号)) 地域医療を守る自治体意見書(福岡県福岡市議会(第四三四号)) 地域雇用対策の早急な実施を求める意見書(長崎県議会(第四三五号)) 地域医療を守る意見書(宮崎県日南市議会(第四三六号)) 長時間労働や日雇い派遣など労働法制の抜本改正を求める意見書(北海道登別市議会(第四三七号)) 長時間労働や日雇い派遣など労働法制の改正を求める意見書(水戸市議会(第四三八号)) 調理師の設置の義務化及び調理師の免許取得者の講習受講の義務化を求める意見書(三重県議会(第四三九号)) 適正な社会保障費の確保を求める意見書(京都府精華町議会(第四四〇号))	「特例一時金」を五十日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書(北海道浦河町議会(第四四一号)) 独立行政法人の見直しに係るポリテクカレッジの存続を求める意見書(新潟県議会(第四四二号)) トンネルじん肺根絶の抜本的な対策に関する意見書(三重県議会(第四四三三号)) トンネルじん肺根絶の抜本的な対策に関する意見書(京都府綾部市議会(第四四四四号)) トンネルじん肺根絶の抜本的な対策に関する意見書(京都府木津川市議会(第四四五五号)) 独立行政法人国立病院機構南岡山医療センターの存続、拡充と医師・看護師等大幅増員に関する意見書(岡山県倉敷市議会(第四四六六号)) 奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書(奈良県天理市議会(第四四七七号)) 奈良社会保険病院の存続を求める意見書(奈良県平群町議会(第四四八八号)) 奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書(奈良県安堵町議会(第四四九九号)) 奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書(奈良県天川村議会(第四五〇〇号)) 奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書(奈良県下北山村議会(第四五一一号)) 年金・生活保護・児童扶養手当などを物価高騰に合わせて引き上げる意見書(愛知県大口町議会(第四五二二号)) 脳脊髄液減少症の治療法の早期確立等を求める意見書(北海道富良野市議会(第四五三三号)) 日雇い派遣など労働法制の改正等を求める意見書(兵庫県議会(第四五四四号)) 貧困の連鎖を断ち切り、市民生活を底上げすることを求める意見書(奈良県天理市議会(第四五五五号)) 貧困の連鎖を断ち切り、市民生活を底上げすることを求める意見書(島根県大田市議会(第四五六六号)) 貧困の連鎖を断ち切り、住民生活を底上げする	ことを求める意見書(高知県大月町議会(第四五七七号)) 非正規労働者の労働条件確保に関する意見書(福岡県中間市議会(第四五八八号)) 不安定雇用の解消を求める意見書(愛知県大口町議会(第四五九九号)) 四日市社会保険病院を含む社会保険病院の新たな経営主体の早期決定を求める意見書(三重県議会(第四六〇号)) 四日市社会保険病院(三重県)を含む、社会保険病院グループの新たな経営主体の早期決定を求める意見書(三重県東員町議会(第四六一一号)) 四日市社会保険病院(三重県)を含む、社会保険病院グループの新たな経営主体の早期決定を求める意見書(三重県御浜町議会(第四六二二号)) 療養病床の再編計画見直しを求める意見書(岐阜県高山市議会(第四六三三号)) 「労働者派遣法」の抜本的改正を求める意見書(山形県長井市議会(第四六四四号)) 労働者派遣法の抜本的な改正を求める意見書(広島県尾道市議会(第四六五五号)) 同月二十一日 安心の介護サービスの確保を求める意見書(北海道恵庭市議会(第四六七八号)) 安心の介護サービスの確保を求める意見書(岩手県議会(第四六七九号)) 安心できる介護サービスの確保に関する意見書(秋田市議会(第四六八〇号)) 「新たな就労支援策の法整備・活用できる制度」を速やかに構築することを求める意見書(栃木県日光市議会(第四六八一号)) 安心して医療を受けられる体制の拡充に関する意見書(埼玉県蕨市議会(第四六八二二号)) 安心の介護サービスの確保を求める意見書(千葉県松戸市議会(第四六八三三号)) 新たな雇用対策の早急な実施を求める意見書(神奈川県議会(第四六八四四号)) 安心の介護サービスの確保を求める意見書(石川県七尾市議会(第四六八五五号))	安心の介護サービスの確保を求める意見書(長野市議会(第四六八六六号)) 安心して子育てできる制度の確立を求める意見書(愛知県美浜町議会(第四六八七七号)) 安心の介護サービスの確保を求める意見書(京都府議会(第四六八八八号)) 安心した介護をめざすための介護報酬改定等を求める意見書(鳥取県日野町議会(第四六八九九号)) 安心の介護サービスの確保を求める意見書(福岡県大牟田市議会(第四六九〇〇号)) 安心の介護サービスの確保を求める意見書(宮崎県都城市議会(第四六九一一号)) 医師不足を解消し、地域医療体制の立て直しを求める意見書(北海道長万部町議会(第四六九二二号)) 医師不足対策に関する意見書(東京都立川市議会(第四六九三三号)) 医師不足対策に関する意見書(東京都東大和市議会(第四六九四四号)) 医師不足対策に関する意見書(東京都東久留米市議会(第四六九五五号)) 医師・看護師不足の解消と社会保障費自然増分二千二百億円の削減凍結を求める意見書(愛知県美浜町議会(第四六九六六号)) 医師・看護師不足対策に関する意見書(熊本県八代市議会(第四六九七七号)) 介護療養病床廃止の中止を求める意見書(北海道夕張市議会(第四六九八八号)) 介護療養病床廃止の中止を求める意見書(北海道蘭越町議会(第四六九九九号)) 介護療養病床廃止の中止を求める意見書(北海道真狩村議会(第四七〇〇〇号)) 介護療養病床廃止の中止を求める意見書(北海道岩内町議会(第四七〇一一号)) 介護療養病床廃止の中止を求める意見書(北海道神恵内村議会(第四七〇二二号)) 介護療養病床廃止の中止を求める意見書(北海道長沼町議会(第四七〇三三号)) 介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見
---	---	--	---

書(北海道上富良野町議会)(第七〇四号)
介護療養病床廃止の中止を求める意見書(北海道小平町議会)(第七〇五号)
介護保険制度の改善を求める意見書(盛岡市議会)(第七〇六号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県浪江町議会)(第七〇七号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県飯館村議会)(第七〇八号)
肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(千葉県議会)(第七〇九号)
介護保険制度の国庫負担等の拡充により、介護現場の人材確保、労働条件の改善を求める意見書(東京都国立市議会)(第七一〇号)
介護療養病床廃止の中止を求める意見書(神奈川県逗子市議会)(第七一一号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書(新潟県上越市議会)(第七一二号)
介護報酬の引き上げと介護職員の賃金・労働条件改善を求める意見書(富山県議会)(第七一三号)
介護職員の人材確保のため、〇九年改定の介護報酬を国庫負担によって引き上げ、介護職員の賃金・労働条件の改善に確実につながることを求める意見書(富山県魚津市議会)(第七一四号)
介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県須坂市議会)(第七一五号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県須坂市議会)(第七一六号)
介護保険の改善を求める意見書(長野県大町市議会)(第七一七号)
介護労働者の処遇改善を求める意見書(長野県飯山市議会)(第七一八号)
介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県立科町議会)(第七一九号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県立科町議会)(第七二〇号)

野県立科町議会(第七二〇号)
介護労働者の処遇改善を求める意見書(長野県下諏訪町議会)(第七二一号)
介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県宮田村議会)(第七二二号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県宮田村議会)(第七二三号)
介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県喬木村議会)(第七二四号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県喬木村議会)(第七二五号)
介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県大鹿村議会)(第七二六号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県南木曾町議会)(第七二七号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県生坂村議会)(第七二八号)
介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県生坂村議会)(第七二九号)
介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県生坂村議会)(第七三〇号)
介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県白馬村議会)(第七三一号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県白馬村議会)(第七三二号)
介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県野沢温泉村議会)(第七三三号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県野沢温泉村議会)(第七三四号)
介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県信濃町議会)(第七三五号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県信濃町議会)(第七三六号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県小川村議会)(第七三七号)
介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県小川村議会)(第七三八号)
介護療養病床廃止計画の見直しを求める意見書(長野県小川村議会)(第七三九号)

(静岡県掛川市議会)(第七三九号)
介護従事者の人材確保に関する意見書(愛知県知多市議会)(第七四〇号)
介護職員の人材確保に関する意見書(愛知県美浜町議会)(第七四一号)
介護保険の充実を求める意見書(岡山県美咲町議会)(第七四二号)
介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(熊本県宇土市議会)(第七四三号)
「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書(北海道夕張市議会)(第七四四号)
「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書(北海道仁木町議会)(第七四五号)
「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書(盛岡市議会)(第七四六号)
「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書(岩手県釜石市議会)(第七四七号)
「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書(岩手県滝沢村議会)(第七四八号)
「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定に関する意見書(秋田市議会)(第七四九号)
「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書(福島県飯館村議会)(第七五〇号)
「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書(栃木県佐野市議会)(第七五一号)
「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書(埼玉県飯能市議会)(第七五二号)
協同労働の協同組合法(仮称)の速やかなる制定を求める意見書(埼玉県蔵市議会)(第七五三号)
「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかなる制定を求める意見書(埼玉県寄居町議会)(第七五四号)

「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書(千葉県茂原市議会)(第七五五号)
「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書(千葉県君津市議会)(第七五六号)
「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書(東京都小金井市議会)(第七五七号)
「協同出資・協同経営で働く協同組合法」の速やかな制定を求める意見書(東京都国立市議会)(第七五八号)
「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書(神奈川県小田原市議会)(第七五九号)
「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書(神奈川県伊勢原市議会)(第七六〇号)
「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかなる制定を求める意見書(長野県宮田村議会)(第七六一号)
「協同労働の協同組合法」(仮称)の制定に関する意見書(愛知県北名古屋市議会)(第七六二号)
「協同労働の協同組合法」(仮称)の制定を求める意見書(京都府長岡京市議会)(第七六三号)
「協同労働の協同組合法」(仮称)の制定を求める意見書(京都府長岡京市議会)(第七六四号)
協同労働の協同組合法(仮称)制定に関する意見書(兵庫県尼崎市議会)(第七六五号)
「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書(兵庫県西宮市議会)(第七六六号)
協同労働の協同組合に関する法制定を求める意見書(鳥取市議会)(第七六七号)
「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかなる制定を求める意見書(松江市議会)(第七六八号)
「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求める意見書(岡山県和気町議会)(第七六九号)

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(高知県本山町議会)(第七七〇号) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(高知県日高村議会)(第七七一号) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(福岡県久山町議会)(第七七二号) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(熊本県議会)(第七七三号) 「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(沖縄県久米島町議会)(第七七四号) 暮らしの年金の実現を求める意見書(北海道恵庭市議会)(第七七五号) 国の責任で、安心・信頼できる最低保障年金制度の実現を求める意見書(北海道幌加内町議会)(第七七六号) 暮らしの年金の実現を求める意見書(石川県七尾市議会)(第七七七号) 暮らしの年金の実現を求める意見書(石川県輪島市議会)(第七七八号) 暮らしの年金の実現を求める意見書(福岡県大牟田市議会)(第七七九号) 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書(神奈川県茅ヶ崎市議会)(第七八〇号) 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書(神奈川県逗子市議会)(第七八一号) 現行保育制度の堅持・拡充等を求める意見書(鳥取県倉吉市議会)(第七八三号) 健康保険医療機関の公的存続・充実を求める意見書(徳島県北島町議会)(第七八四号) 健康保険医療機関の公的存続・充実を求める意見書(健康保険医療機関の公的存続・充実を求める意見書(徳島県藍住町議会)(第七八五号) 健康保険医療機関の公的存続・充実を求める意見書(徳島県上板町議会)(第七八六号) 健康保険医療機関の公的存続・充実を求める意見書(香川県東かがわ市議会)(第七八七号) 公的保育制度の改変に反対する意見書(北海道美幌市議会)(第七八八号) 雇用促進住宅の譲渡・廃止に伴う支援対策と国による存続を求める要望意見書(北海道恵庭市議会)(第七八九号) 後期高齢者医療制度に関する意見書(北海道豊富野町議会)(第七九〇号) 雇用・能力開発機構のあり方に関する意見書(岩手県議会)(第七九一号) 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書(福島県議会)(第七九二号) 「公共工事における賃金等確保法(仮称)」の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(福島県昭和村議会)(第七九三号) 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書(埼玉県越谷市議会)(第七九四号) 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書(埼玉県和光市議会)(第七九五号) 雇用の安定と中小零細企業への経済対策を求める意見書(埼玉県吉川市議会)(第七九六号) 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書(埼玉県吉川市議会)(第七九七号) 国民健康保険制度の抜本的見直しを求める意見書(千葉県八千代市議会)(第七九八号) 雇用・能力開発機構のあり方についての意見書(富山県議会)(第七九九号) 公契約に関する基本法の制定を求める意見書(石川県白山市議会)(第八〇〇号) 雇用対策に関する意見書(山梨県議会)(第八〇一号) 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(長野県信濃町議会)(第八〇二号)	公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(長野県小川村議会)(第八〇三号) 雇用政策の拡充を求める意見書(京都市議会)(第八〇四号) 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書(京都府笠置町議会)(第八〇五号) 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(兵庫県宍粟市議会)(第八〇六号) 後期高齢者医療制度の抜本的見直しに関する意見書(鳥根県邑南町議会)(第八〇七号) 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書(岡山県赤磐市議会)(第八〇八号) 国外作成歯科補綴物等の安全確保に関する意見書(岡山県美咲町議会)(第八〇九号) 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(広島県呉市議会)(第八一〇号) 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(広島県東広島市議会)(第八一一号) 雇用・能力開発機構のあり方についての意見書(高知県須崎市議会)(第八一二号) 雇用・能力開発機構のあり方についての意見書(福岡県大牟田市議会)(第八一三号) 国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の四五％に戻すことを求める国への意見書(福岡県久山町議会)(第八一四号) 国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の四五％に戻すことを求める意見書(福岡県粕屋町議会)(第八一五号) 雇用・能力開発機構のあり方についての意見書(佐賀県鳥栖市議会)(第八一六号) 雇用対策の速やかな実施を求める意見書(熊本県議会)(第八一七号) 雇用・能力開発機構のあり方に関する意見書(宮崎県延岡市議会)(第八一八号)	最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度確立を求める意見書(宮城県登米市議会)(第八一九号) 最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書(宮城県蔵王町議会)(第八二〇号) 産科医療補償制度の改善を求める意見書(福島県浪江町議会)(第八二一号) 細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書(千葉県議会)(第八二二号) 児童扶養手当法改正を求める意見書(神奈川県伊勢原市議会)(第八二三号) C型肝炎被害者の救済に関する意見書(新潟県糸魚川市議会)(第八二四号) 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書(静岡県熱海市議会)(第八二五号) 自治体病院の医師確保対策を求める意見書(愛知県西尾市議会)(第八二六号) 診療報酬のオンラインによる請求の義務化に関する意見書(岡山県議会)(第八二七号) 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書(愛媛県東温市議会)(第八二八号) J R不採用問題の早期全面解決を求める意見書(北海道松前町議会)(第八二九号) J R不採用事件の早期解決を求める意見書(茨城県常陸大宮市議会)(第八三〇号) J R不採用問題の早期解決を求める意見書(神奈川県逗子市議会)(第八三一号) J R不採用問題の早期解決を求める意見書(長野県野市議会)(第八三二号) 社会保険関係費の二千二百億円削減方針の撤回を求める意見書(北海道芦別市議会)(第八三三号) 社会保険関係費の二千二百億円削減方針の撤回を求める意見書(北海道日高町議会)(第八三四号) 社会保険関係費の二千二百億円削減方針の撤回を求める意見書(北海道えりも町議会)(第八三五号)
---	---	--

社会福祉法人が経営する福祉施設の安定経営実現を求める意見書(北海道士幌町議会)(第八三六号)

社会保障関係費の二千二百億円削減方針の撤回を求める意見書(秋田県横手市議会)(第八三七号)

社会保障関係費の二千二百億円削減方針の凍結を求める意見書(神奈川県厚木市議会)(第八三八号)

社会保障費を毎年二千二百億円抑制する方針の撤回を求める意見書(富山県魚津市議会)(第八三九号)

「社会保障関係費の二千二百億円削減方針」の撤回を求める意見書(滋賀県彦根市議会)(第八四〇号)

社会保障の拡充により保険者の育成・強化を行い国民皆保険制度の維持を求める意見書(宮崎県議会)(第八四一号)

社会保障関係費の確保を求める意見書(宮崎県議会)(第八四二号)

社会保障政策と雇用政策の充実を図り、安心して暮らしを保障することを求める意見書(鹿児島県南九州市議会)(第八四三号)

周産期医療費の補助金化を求める意見書(大阪府高槻市議会)(第八四四号)

障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書(石手県議会)(第八四五号)

障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書(東京都東久留米市議会)(第八四六号)

所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県須坂市議会)(第八四七号)

所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県宮田村議会)(第八四八号)

所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県喬木村議会)(第八四九号)

所得割重視の国保税を定める意見書(長野県大鹿村議会)(第八五〇号)

所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県生坂村議会)(第八五一号)

所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県白馬村議会)(第八五二号)

所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県野沢温泉村議会)(第八五三号)

所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県信濃町議会)(第八五四号)

所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県小川村議会)(第八五五号)

障害児デイサービスの存続を求める意見書(鳥取県倉吉市議会)(第八五六号)

障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める意見書(鳥取県倉吉市議会)(第八五七号)

障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書(広島県府中市議会)(第八五八号)

障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書(佐賀県鳥栖市議会)(第八五九号)

須坂公共職業安定所の存続とサービス水準の維持に関する意見書(長野県須坂市議会)(第八六〇号)

すべての子どもに公平な医療を保障するための意見書(兵庫県宝塚市議会)(第八六一号)

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書(北海道えりも町議会)(第八六二号)

線維筋痛症などの治療法の早期確立等を求める意見書(神奈川県伊勢原市議会)(第八六三号)

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書(三重県松阪市議会)(第八六四号)

正規・非正規労働者と新卒者の雇用・就業対策の強化を求める意見書(宮崎県議会)(第八六五号)

大気汚染対策の強化を求める意見書(山梨県議会)(第八六六号)

大麻の取り締まりの強化を求める意見書(兵庫県議会)(第八六七号)

地域医療の中枢を担う公立病院の存続支援を求める意見書(石川県七尾市議会)(第八六八号)

地域医療を守るための財政措置の確立を求める意見書(石川県七尾市議会)(第八六九号)

地域医療を守るための自治体意見書(山梨県市川三郷町議会)(第八七〇号)

地域医療・介護の充実を求める意見書(三重県松阪市議会)(第八七一号)

地域生活支援事業に係る国庫補助に関する意見書(鳥取県倉吉市議会)(第八七二号)

地域医療を担う公立病院の存続支援を求める意見書(宮崎県議会)(第八七三号)

長時間労働や日雇派遣などの労働環境の整備を求める意見書(石手県議会)(第八七四号)

長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書(石川県七尾市議会)(第八七五号)

長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書(大阪府高槻市議会)(第八七六号)

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書(香川県小豆島町議会)(第八七七号)

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書(香川県多度津町議会)(第八七八号)

奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書(奈良県三郷町議会)(第八七九号)

奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書(奈良県三郷町議会)(第八八〇号)

奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書(奈良県斑鳩町議会)(第八八一号)

妊産婦救急医療体制を抜本的に強化しよう求める意見書(千葉県松戸市議会)(第八八二号)

二千二百億円の社会保障費削減の中止を求める意見書(東京都町田市議会)(第八八三号)

乳幼児医療費助成の充実を求める意見書(熊本県合志市議会)(第八八四号)

乳幼児医療費助成の充実を求める意見書(熊本県山都町議会)(第八八五号)

派遣労働者をはじめとする非正規労働者の雇用を守る意見書(大阪府堺市議会)(第八八六号)

貧困の連鎖を断ち切り、住民生活を底上げすることを求める意見書(高知県土佐清水市議会)(第八八七号)

貧困の連鎖を断ち切り、全ての地域で憲法二十五条に謳われた「健康で文化的な生活」が保障さ

れる社会を求める意見書(高知県日高村議会)(第八八八号)

不安定雇用の解消を求める意見書(愛知県美浜町議会)(第八八九号)

保育所の最低基準引き上げ及び保育制度における市場原理に基づく直接契約方式等の導入反対に関する意見書(秋田市議会)(第八九〇号)

「保育制度改革」の見直しを求める意見書(三重県松阪市議会)(第八九一号)

保育制度改革に関する意見書(京都市議会)(第八九二号)

保育所の最低基準の見直し等に関する意見書(岡山県議会)(第八九三号)

三島社会保険病院・介護老人保健施設の公的施設として存続させるための意見書(静岡県熱海市議会)(第八九四号)

薬物乱用の根絶を求める意見書(千葉市議会)(第八九五号)

薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(新潟県上越市議会)(第八九六号)

四日市社会保険病院(三重県)を含む、社会保険病院グループの新たな経営主体の早期決定を求める意見書(三重県明和町議会)(第八九七号)

四日市社会保険病院(三重県)を含む、社会保険病院グループの新たな経営主体の早期決定を求める意見書(三重県南伊勢町議会)(第八九八号)

レセプトオンライン請求完全義務化の撤廃を求める意見書(岡山県和気町議会)(第八九九号)

労働者派遣法改正案の早期成立に関する意見書(秋田市議会)(第九〇〇号)

労働法制の改正及び雇用を守る緊急対策を求める意見書(福島県議会)(第九〇一号)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の見直し等を求める意見書(福岡県大牟田市議会)(第九〇二号)

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)」の抜本的見直しを求める意見書(福岡

県柳川市議会(第九〇三号) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)の抜本的見直しを求める意見書(福岡県行橋市議会(第九〇四号)) 同月二十八日 安心の介護サービスの確保を求める意見書(埼玉県桶川市議会(第一一〇号)) 安心して出産できる周産期医療体制の充実を求める意見書(東京都狛江市議会(第一一一号)) 安心の介護サービスの確保を求める意見書(金沢市議会(第一一二号)) 安心して子育てできる制度の確立を求める意見書(愛知県稲富市議会(第一一二三三号)) 安心して子育てできる制度の確立を求める意見書(愛知県飛島村議会(第一一一四四号)) 安心の介護サービスの確保を求める意見書(大津市議会(第一一一五五号)) 安心の介護サービスの確保を求める意見書(大阪府豊中市議会(第一一一六六号)) 安心の介護サービスの確保を求める意見書(大阪府泉南市議会(第一一一七七号)) 安心の介護サービスの確保を求める意見書(山口県宇部市議会(第一一一八八号)) 新たな雇用対策に関する意見書(大分県豊後大野市議会(第一一一九九号)) 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書(甲府市議会(第一一二〇号)) 医療提供体制の充実に関する意見書(愛知県豊橋市議会(第一一二一一号)) 医師・看護師不足の解消と社会保障費自然増分二千二百億円の削減廃止を求める意見書(愛知県甚目寺町議会(第一一二二二号)) 医師・看護師不足の解消と社会保障費自然増分二千二百億円の削減廃止を求める意見書(愛知県飛島村議会(第一一二三三号)) 介護療養病床廃止の中止を求める意見書(北海道二七〇町議会(第一一二四四号))	介護療養病床廃止の中止を求める意見書(北海道共和町議会(第一一二五五号)) 介護療養病床廃止の中止を求める意見書(北海道標津町議会(第一一二六六号)) 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める国への意見書(福島県天栄村議会(第一一二七七号)) 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書(新潟県新発田市議会(第一一二八八号)) 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書(新潟県小千谷市議会(第一一二九九号)) 介護労働者の処遇改善を求める意見書(長野県岡谷市議会(第一一三〇〇号)) 介護労働者の処遇改善を求める意見書(長野県岡谷市議会(第一一三一一号)) 介護労働者の処遇改善を求める意見書(長野県伊那市議会(第一一三二二号)) 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県中野市議会(第一一三三三三号)) 介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県千曲市議会(第一一三四四号)) 介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県佐久穂町議会(第一一三五五号)) 介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県辰野町議会(第一一三六六号)) 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県辰野町議会(第一一三七七号)) 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県阿南町議会(第一一三八八号)) 介護保険料の所得段階別保険料階層区分を増やすことを求める意見書(長野県下條村議会(第一一三九九号)) 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県下條村議会(第一一四〇〇号)) 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県赤木村議会(第一一四一一号))	介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県池田町議会(第一一四二二二号)) 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県松川村議会(第一一四三三三号)) 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県小谷村議会(第一一四四四四号)) 介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県木島平村議会(第一一四五五五号)) 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(長野県木島平村議会(第一一四六六六号)) 介護療養病床の廃止計画の見直しを求める意見書(静岡県伊東市議会(第一一四七七七号)) 介護保険制度の抜本的改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書(愛知県弥富市議会(第一一四八八八号)) 介護職員の人材確保に関する意見書(愛知県七宝町議会(第一一四九九九号)) 介護職員の人材確保に関する意見書(愛知県甚目寺町議会(第一一五〇〇〇号)) 介護保険制度の抜本的改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書(愛知県飛島村議会(第一一五一一一号)) 簡易水道等施設整備費国庫補助事業に関する意見書(奈良県古野町議会(第一一二二二二号)) 介護療養病床廃止の再検討を求める意見書(佐賀県議会(第一一二三三三号)) 看護職員臨床研修の制度化を求める意見書(大分県議会(第一一二四四四号)) 救急医療体制の充実と医師・看護師不足の対応に関する意見書(東京都日野市議会(第一一二五五五号)) 「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(北海道二七〇町議会(第一一二五六六号)) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(北海道共和町議会(第一一二五七七七号)) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定	を求める意見書(秋田県羽後町議会(第一二五八八八号)) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(山形県議会(第一二五九九九号)) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(茨城県龍ヶ崎市議会(第一二六〇〇〇号)) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(栃木県小山市議会(第一二六一一一号)) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(栃木県那須塩原市議会(第一二六二二二号)) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(群馬県渋川市議会(第一二六三三三号)) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(埼玉県葛飾市議会(第一二六四四四号)) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(千葉県銚子市議会(第一二六五五五号)) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(千葉県旭市議会(第一二六六六六号)) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(千葉県富津市議会(第一二六七七七号)) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(千葉県東金市議会(第一二六八八八号)) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(千葉県南房総市議会(第一二六九九九号)) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(千葉県南房総市議会(第一二七〇〇〇号)) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(千葉県南房総市議会(第一二七〇〇〇号)) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(千葉県南房総市議会(第一二七〇〇〇号))
--	---	---	---

[illegible]

J R 不採用問題の早期解決を求める意見書(北海道更別村議会)(第一二三八号) J R 不採用事件の早期解決を求める意見書(茨城県笠間市議会)(第一二二九号) J R 不採用問題の早期解決を求める意見書(佐賀県鹿島市議会)(第一二四〇号) 社会保険関係費の二千二百億円削減方針の撤回を求める意見書(北海道更別村議会)(第一二四一号) 社会保険関係費の二千二百億円削減方針の撤回を求める意見書(群馬県中之条町議会)(第一二四二号) 社会保険費抑制方針の撤回を求める意見書(長野県中野市議会)(第一二四三号) 社会保険関係費の二千二百億円削減方針の撤回を求める意見書(大津市議会)(第一二四四号) 社会保険関係費の二千二百億円削減方針の撤回を求める意見書(長崎県雲仙市議会)(第一二四五号)	障害者自立支援法の廃止を求める意見書(京都府城陽市議会)(第一二五五号) 障害児・者の福祉・医療サービスの利用に対する応益負担・負担増の中止を求める意見書(兵庫県芦屋市議会)(第一二五六号) 障害者自立支援法の見直しを求める意見書(鳥取県日南町議会)(第一二五七号) 障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書(広島県三次市議会)(第一二五八号) 障害者自立支援法の抜本的改正を求める意見書(大分県議会)(第一二五九号) 障がい者虐待防止に関する法律の早期制定を求める意見書(大分県議会)(第一二六〇号) すべての子どもに公平な医療を保障するための意見書(大阪府豊中市議会)(第一二六一号) 政府の責任で実効ある介護労働者の人材確保・待遇改善の施策を求める意見書(北海道更別村議会)(第一二六二号)	長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書(大阪府泉南市議会)(第一二七二号) 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書(佐賀県議会)(第一二七三号) 適正な社会保険費の確保を求める意見書(京都府宮津市議会)(第一二七四号) 独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の存続に関する意見書(北海道赤平市議会)(第一二七五号) トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書(香川県まんのう町議会)(第一二七六号) 奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書(奈良県御所市議会)(第一二七七号) 奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書(奈良県吉野町議会)(第一二七八号) 奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書(奈良県川上村議会)(第一二七九号) 妊婦健診の無料化等に伴う市町村負担の軽減に関する意見書(茨城県龍ヶ崎市議会)(第一二八〇号)	保育制度改革の見直しを求める意見書(三重県多気町議会)(第一二九〇号) 保育制度を守り、豊かな子どもを育ちを保障するための意見書(奈良県生駒市議会)(第一二九一号) 「保育制度改革」に関する意見書(大分県議会)(第一二九二号) 三島社会保険病院・介護老人保健施設の公的施設として存続を求める意見書(静岡県伊東市議会)(第一二九三号) 薬害C型肝炎被害者・ウイルス性肝炎患者救済に関する意見書(新潟県長岡市議会)(第一二九四号) 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(新潟県柏崎市議会)(第一二九五号) 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(新潟県新発田市議会)(第一二九六号) 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(新潟県加茂市議会)(第一二九七号) 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(新潟県燕市議会)(第一二九八号) 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(新潟県南魚沼市議会)(第一二九九号)	住民のいのちと地域医療・介護、福祉を支える医師・看護師・介護職員等の確保を求める意見書(広島県三次市議会)(第一二四六号) 住民のいのちと地域医療・介護、福祉を支える医師・看護師・介護職員等の確保を求める意見書(広島県世羅町議会)(第一二四七号) 障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書(埼玉県桶川市議会)(第一二四八号) 少子化対策の推進を求める意見書(金沢市議会)(第一二四九号) 所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県佐久穂町議会)(第一二五〇号) 所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県辰野町議会)(第一二五一号) 所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県木島平村議会)(第一二五二号) 障害者自立支援法の抜本的改正を求める意見書(静岡県富士市議会)(第一二五三号) 助産師養成所への支援に関する意見書(愛知県一宮市議会)(第一二五四号)	生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書(北海道更別村議会)(第一二六三号) 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書(群馬県渋川市議会)(第一二六四号) 「臓器の移植に関する法律」の早期見直しを求める意見書(北海道赤平市議会)(第一二六五号) 地方自治体における重度障害児の保育所受入れのための施設整備等の助成に関する意見書(宮城県東松島市議会)(第一二六六号) 長時間労働など労働法制の改正を求める意見書(金沢市議会)(第一二六七号) 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書(大津市議会)(第一二六八号) 長時間労働、日雇派遣等に係る労働法制の改正を求める意見書(大阪府枚方市議会)(第一二六九号) 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書(大阪府大東市議会)(第一二七〇号) 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書(大阪府箕面市議会)(第一二七一号)	長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書(愛知県稲沢市議会)(第一二八一号) 非正規社員等の雇用確保・失業者の生活確保に緊急対策を求める意見書(長野県中野市議会)(第一二八二号) 父子家庭に対する児童扶養手当の支給等を求める意見書(さいたま市議会)(第一二八三号) 不安定雇用の解消を求める意見書(愛知県豊橋市議会)(第一二八四号) 不安定雇用の解消を求める意見書(愛知県半田市議会)(第一二八五号) 不安定雇用の解消を求める意見書(愛知県富田市議会)(第一二八六号) 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書(宮城県山元町議会)(第一二八七号) 「保育制度改革」の見直しを求める意見書(静岡県議会)(第一二八八号) 「保育制度改革」の見直しを求める意見書(三重県名張市議会)(第一二八九号)	輸入食品の検査検疫体制の抜本的強化を求める意見書(北海道石狩市議会)(第一三〇〇号) 豊かな介護を実現する介護保険の改定に関する意見書(埼玉県川口市議会)(第一三〇一号) 湯布院厚生年金病院と湯布院厚生年金保養ホームの公的な医療・保健施設としての存続を求める意見書(大分県別府市議会)(第一三〇二号) 四日市社会保険病院(三重県)を含む、社会保険病院グループの新たな経営主体の早期決定を求める意見書(三重県多気町議会)(第一三〇三号) 四日市社会保険病院(三重県)を含む社会保険病院グループの新たな経営主体の早期決定を求める意見書(三重県四日市市議会)(第一三〇四号) 四日市社会保険病院(三重県)を含む、社会保険
---	--	---	---	--	---	--	---

病院グループの新たな経営主体の早期決定を求める意見書(三重県木曽岬町議会(第一三〇五号))

四日市社会保険病院(三重県)を含む、社会保険病院グループの新たな経営主体の早期決定を求める意見書(三重県玉城町議会(第一三〇六号))

四日市社会保険病院(三重県)を含む、社会保険病院グループの新たな経営主体の早期決定を求める意見書(三重県大紀町議会(第一三〇七号))

来年度予算編成における二千二百億円の社会保障予算抑制策の見直しを求める意見書(静岡県富士市議会(第一三〇八号))

レセプトオンライン請求の完全義務化撤廃を求める意見書(岡山県玉野市議会(第一三〇九号))

労働者派遣法の改正に関する要望意見書(北海道沼田町議会(第一三一〇号))

六十五歳から七十四歳の重中度障害者の窓口負担を加入する医療保険の種類にかかわらず旧老人保健法と同様の「割負担」とすることを求める意見書(富山県黒部市議会(第一三一一号))

安心して子どもが出生できる対策と地域医療体制の確保を求める意見書(東京都三鷹市議会(第一四一七号))

安心の介護サービスの確保を求める意見書(長野県塩尻市議会(第一四一八号))

安心の介護サービスの確保を求める意見書(福岡市議会(第一四一九号))

介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県小海町議会(第一四二五号))

介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県長和町議会(第一四二六号))

介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県原村議会(第一四二九号))

介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県中川村議会(第一四三〇号))

介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県高森町議会(第一四三二号))

介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県阿智村議会(第一四三三号))

介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県豊丘村議会(第一四三七号))

介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県上松町議会(第一四三八号))

介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県上松町議会(第一四三九号))

介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県豊田村議会(第一四四〇号))

介護職員の人材確保に関する意見書(愛知県春日町議会(第一四四五号))

介護職員の人材確保に関する意見書(愛知県一色町議会(第一四四六号))

介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(熊本市南阿蘇村議会(第一四四七号))

緊急雇用対策など効果的な経済対策を求める意見書(岩手県奥州市議会(第一四四八号))

緊急雇用と中小零細企業対策の強化を求める意見書(愛知県稲沢市議会(第一四四九号))

緊急雇用対策を求める意見書(京都府宇治市議会(第一四五〇号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(秋田県仙北市議会(第一四五一号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(埼玉県朝霞市議会(第一四五二号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(埼玉県朝霞市議会(第一四五二号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(埼玉県朝霞市議会(第一四五二号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(東京都府中市議会(第一四六〇号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(島根県東出雲町議会(第一四六一号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(鹿児島県霧島市議会(第一四六二号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(沖縄県宜野湾市議会(第一四六三号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(沖縄県糸満市議会(第一四六四号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(沖縄県伊平屋村議会(第一四六七号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(神奈川県大和市議会(第一四六八号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(神奈川県大和市議会(第一四六八号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(北海道根室市議会(第一四七〇号))

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(福島県下郷町議会(第一四七一号))

雇用安定のための指導強化を求める意見書(神奈川県大和市議会(第一四七三号)) 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(長野県飯綱町議会(第一四七四号)) 公契約に関する基本法の制定を求める意見書(滋賀県議会(第一四七五号)) 雇用・経営を守り市町村の実情に応えられる景気対策を求める意見書(京都府長岡京市議会(第一四七六号)) 雇用情勢悪化を食い止め、雇用を安定させる施策の早期確立を望む意見書(京都府大山崎町議会(第一四七七号)) 雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書(兵庫県加東市議会(第一四七八号)) 雇用・能力開発機構のあり方に関する意見書(島根県益田市議会(第一四七九号)) 雇用・就業対策の緊急実施を求める意見書(岡山県笠岡市議会(第一四八〇号)) 雇用促進住宅の存続を求める意見書(岡山県瀬戸内市議会(第一四八一号)) 国外作成歯科補綴物等の安全確保に関する意見書(岡山県真庭市議会(第一四八二号)) 国外作成歯科補綴物等の安全確保に関する意見書(岡山県勝央町議会(第一四八三号)) 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(広島県坂町議会(第一四八四号)) 雇用・能力開発機構のあり方についての意見書(福岡県豊前市議会(第一四八五号)) 雇用政策の充実を図り、安心できる暮らしを保障することを求める意見書(鹿児島県薩摩川内市議会(第一四八六号)) 国庫負担等の拡充により介護保険制度の改善を求める意見書(東京都武蔵村山市議会(第一四八七号)) 産科医療補償制度に関する意見書(神奈川県大和市議会(第一四八八号)) 自治体病院の存続可能な施策及び医療に関する	制度の改善を求める意見書(岐阜県土岐市議会(第一四八九号)) 滋賀職業能力開発短期大学校(ポリテクカレッジ滋賀)ならびに滋賀職業能力開発促進センター(ポリテクセンター滋賀)の存続を求める意見書(滋賀県議会(第一四九〇号)) 社会保障政策と雇用政策の充実を図り、安心して暮らすを保障することを求める意見書(鹿児島県指宿市議会(第一四九一号)) 住民のいのちと地域医療・介護、福祉を支える医師・看護師・介護職員等の確保を求める意見書(広島県江田島市議会(第一四九二号)) 所得割重視の国保税を求める意見書(長野県小海町議会(第一四九三号)) 所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県長和町議会(第一四九四号)) 所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県原村議会(第一四九五号)) 所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県豊丘村議会(第一四九六号)) 所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県上松町議会(第一四九七号)) 所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県朝日村議会(第一四九八号)) 所得割重視の国保税(料)を求める意見書(長野県飯綱町議会(第一四九九号)) 障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書(広島県神石高原町議会(第一五〇〇号)) 地域医療・介護の充実を求める意見書(三重県鈴鹿市議会(第一五〇一号)) 地域医療を守ることを求める意見書(三重県志摩市議会(第一五〇二号)) トンネルじん肺根絶の抜本的な対策に関する意見書(京都府宇治市議会(第一五〇三号)) 奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書(奈良県広陵町議会(第一五〇四号)) 妊婦が安心して出産できる周産期医療体制の充実を求める意見書(東京都武蔵村山市議会(第一五〇五号))	妊婦が安心して出産できる周産期医療体制の充実を求める意見書(東京都稲城市議会(第一五〇六号)) 乳幼児医療費助成の充実を求める意見書(熊本県南阿蘇村議会(第一五〇七号)) 廃止決定されている雇用促進住宅の緊急活用に関する意見書(長野県須坂市議会(第一五〇八号)) 貧困の連鎖を断ち切り、町民生活を底上げすることを求める意見書(奈良県広陵町議会(第一五〇九号)) 病院勤務医不足の解消を求める意見書(神奈川県大和市議会(第一五一〇号)) 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(新潟県佐渡市議会(第一五一一号)) 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(新潟県魚沼市議会(第一五一一二号)) 療養病床の廃止・再編方針の見直しを求める意見書(滋賀県議会(第一五一一三号)) 療養病床の廃止・再編方針の見直しを求める意見書(滋賀県東近江市議会(第一五一一四号)) 労働者派遣法の改正を求める意見書(岩手県平泉町議会(第一五一一五号)) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の抜本的見直しを求める意見書(福岡県みやま市議会(第一五一一六号)) 三月四日 緊急雇用対策の強化に関する意見書(名古屋市長古屋市議会(第一六一四号)) 協同労働の協同組合法(仮称)の速やかなる制定を求める意見書(山形県遊佐町議会(第一六一五号)) 「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(長崎県諫早市議会(第一六一六号)) 雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書(北海道土佐幌町議会(第一六一七号))	C型肝炎被害者の救済に関する意見書(新潟県関川村議会(第一六一八号)) 社会保険病院の適切な受け入れ先の決定を求める意見書(千葉県議会(第一六一九号)) 臓器移植に関する意見書(千葉県議会(第一六二〇号)) 保育制度改革に関する意見書(大阪市議会(第一六二一号)) 無料低額宿泊所(第二種社会福祉事業)に関する意見書(千葉県議会(第一六二二号)) 労働者派遣制度の抜本的な見直しに関する意見書(大阪市議会(第一六二三号)) は本委員会に参考送付された。 本日の会議に付した案件 理事の補欠選任 国政調査承認要求に関する件 小委員会設置に関する件 小委員会における政府参考人出頭要求に関する件 小委員会における参考人出頭要求に関する件 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(中山太郎君外五名提出、第百六十四回国会衆法第一四号) 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(石井啓一君外一名提出、第百六十四回国会衆法第一五号) 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(金田誠一君外二名提出、第百六十八回国会衆法第一八号) 厚生労働関係の基本施策に関する件 健康保険組合への国家公務員の再就職状況に関する予備的調査についての報告 ○田村委員長 これより会議を開きます。 理事補欠選任の件についてお諮りいたします。 委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例
---	---	--	--

により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に藤村修君を指名いたします。

○田村委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

厚生労働関係の基本施策に関する事項

社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

以上の各事項について、その実情を調査し、対策を樹立するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、本会期中調査を進めたいと存じます。

つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田村委員長 第六十六十四回国会、中山太郎君外五名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、第六十四回国会、石井啓一君外一名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び第六十八回国会、金田誠一君外二名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案につきましては、第六十六回国会及び第六十九回国会におきまして既に趣旨の説明を聴取しておりますので、これを省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案 第六十四回国会 中山太郎君外五名提出

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案 第六十六十四回国会 石井啓一君外一名提出

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案 第六十八回国会 金田誠一君外二名提出

〔本号末尾に掲載〕

○田村委員長 次に、小委員会設置の件についてお諮りいたします。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案を審査するため小委員十八名からなる臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会を設置することとし、小委員及び小委員長に選任につきましては、委員長において指名することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

小委員及び小委員長は、追って指名の上、公報をもってお知らせいたします。

次に、小委員、小委員長の辞任の許可及び補欠

選任並びに小委員会において参考人及び政府参考人の出席を求める必要が生じた場合には、その出席を求めることとし、日時、人選等につきましては、委員長に一任することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

○田村委員長 厚生労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、厚生労働大臣から所信を聴取いたします。

す。舛添厚生労働大臣。

○舛添厚生労働大臣 厚生労働委員会の御審議に先立ち、厚生労働行政についての所信を申し述べ、委員各位を初め、国民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

厚生労働行政は、最も国民生活に密着した分野です。雇用対策、医療をめぐる課題、年金記録問題、食品の安全の問題など、待ったなしの課題を抱えており、国民の皆様から真に信頼を得られるよう、国民の目線に立ちながら、厚生労働行政の改革に引き続き取り組むとともに、さまざまな課題の解決に向け、今後とも全力で取り組んでまいります。

現下の雇用失業情勢は、世界的な不況の影響を受けて、有効求人倍率が急速に低下しているほか、非正規労働者の大量離職が生じるなど厳しさが増えています。

このため、生活防衛のための緊急対策などに基き、雇用の場の拡大のための各般の施策を講ずるとともに、雇用の維持、再就職支援、離職された方の住宅の確保、生活保障など、雇用の安定に向けた対策を実施してまいります。

具体的には、雇用の維持に努力する企業を支援する雇用調整助成金の拡充、内定を取り消された学生等への就職支援や企業名の公表を含む企業への基金を創設し、地域の求職者の雇用機会を創出する取り組みを支援するほか、年長フリーター、派遣労働者等を正規雇用した企業に対する助成、全国のハローワークを相談窓口とした雇用促進住宅への入居あっせん、賃貸住宅入居のための資金の貸し付けなどに取り組んでまいります。

雇用保険制度については、非正規労働者に対するセーフティネット機能等の強化を図るため、契約更新がされなかった有期契約労働者の受給資格要件の緩和等を内容とする雇用保険法の改正案を提出しました。継続審議となっている労働者派遣法の改正案とともに、早期の成立をお願いいたします。

また、第二次補正予算で創設した助成金等の活用を図りつつ、障害者の雇用維持、拡大を図るとともに、六十五歳までの継続雇用の着実な推進、六十五歳以上の者の雇用への支援などにより、高齢者が幾つになっても安心して働ける社会の実現に向けた環境整備に取り組んでまいります。

非正規労働者を中心とする解雇、雇い止め等の事案に対しては、労働基準法や労働契約法等の指導に全力を挙げて取り組んでまいります。

失業者の安定雇用の実現を図るため、今後、雇用の受け皿として期待できる介護分野等における職業訓練を大幅に拡充するとともに、長期間の訓練を新設する等、職業訓練について、質量ともに充実強化を図ってまいります。また、訓練期間中の生活保障給付制度について、着実に実施してまいります。

さらに、ジョブカード制度を積極的に推進するとともに、二ト等の職業的自立の支援を図るため、地域若者サポートステーションの拡充強化や若者自立塾の運営に取り組んでまいります。

厳しい雇用失業情勢という難局を乗り越えるためにも、引き続き、良好な労使関係の維持発展、政労使の意思疎通の促進に努めてまいります。

我が国の社会保障は、世界に誇るべき国民皆保険、皆年金を初めとする各種の制度を整え、世界最高水準の長寿などの成果を上げてきました。しかし、国民の皆さんにとって社会保障に不安が生じているのも事実であり、セーフティネットとしての安心感、信頼感を高めるためには、今後の社会保障に関する負担の増加や機能強化といった課題に対応していくことが必要です。

昨年、社会保障国民会議において社会保障のあるべき姿と今後の改革の方向性についての議論の土台が示されるとともに、持続可能な社会保障制度の構築等が必要となる安定的な財源を確保するための中期プログラムが策定されたところです。

社会保障の機能強化と安定財源の確保は車の両輪として対応を進めていくことが必要であり、国民から安心、信頼される社会保障制度を次の世代

に引き継ぐことができるよう、全力で取り組んでまいります。

年金制度につきましては、平成十六年改革によって構築された持続可能な制度の枠組みを確実に維持していくことが重要であります。基礎年金国庫負担割合の二分の一の実現が残された課題となっておりましたが、平成二十一年度よりこれを実施するための法律案を提出したところであります。

なお、その財源につきましては、平成二十一年度及び平成二十二年度は財政投融资特別会計からの繰入金を活用することとしております。また、その後、税制抜本改革により安定財源が確保されるまでの間についても、臨時の財源を確保することにより二分の一とすることとしております。

さらに、年金制度を通じた国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、企業型の確定拠出年金における加入者の掛金拠出を認める等を内容とする法律案を提出してまいります。

長寿医療制度につきましては、来年度から保険料の支払いが口座振替と年金からの選択ができるようにするなど、さまざまな改善策を着実に進めてまいります。さらに、高齢者の方々を初め、あらゆる世代の納得と共感がいただけるよう、よりよい制度に見直します。

協会けんぽにつきましては、都道府県別の保険料率への円滑な移行が図られるよう、激変緩和措置を講じてまいります。

国民健康保険につきましては、昨年末の法改正により、中学生までの方については、資格証明書を交付せず、短期被保険者証を交付することとなりました。円滑な施行とともに、資格証明書の運用について、引き続き、きめ細かな対応を行ってまいります。

地域医療をめぐる問題につきましては、救急患者を確実に受け入れられる救急医療体制、周産期医療体制の充実、病院勤務医の勤務環境の改善などの対策を実効性ある形で具体化してまいります。また、医師養成数について、医師数抑制の方

針を見直し、増員しました。さらに、臨床研修制度の見直しについても、文部科学省とともに進めてまいります。このような各般の取り組みを通じて、今後とも安心、信頼できる医療の確保に努めてまいります。また、診療行為に係る死因究明制度の検討を進めるなど、医療リスクに対応できる支援体制の整備を図ってまいります。

高齢者の介護、福祉施策につきましては、本年四月の介護報酬の引き上げ等により介護従事者の処遇改善を図るとともに、認知症対策の推進、地域ケア体制の整備、介護従事者の人材確保のための施策などに取り組んでまいります。

障害者施策につきましては、利用者負担のさらなる軽減や事業者の経営基盤の強化のための緊急措置を講じておりますが、本年四月より報酬の引き上げを行うとともに、障害者自立支援法の施行後三年の見直しに向けて、関係者の意見も踏まえつつ、さらに検討を進め、今国会に改正法案を提出してまいります。

社会保障分野全体を通じた情報化の共通基盤となる社会保障カードの実現に向け、引き続き検討を進めてまいります。

年金記録問題につきましては、昨年、すべての方にねんきん特別便を送付し、同年末までに六割強に当たる六千九百万人から回答をいただきました。引き続き、住所変更等により届いていない方に対する周知など、一人でも多くの方から御回答をいただくための取り組みを行ってまいります。

また、正しい年金記録に基づく年金を早期にお支払いするために、大幅に体制を拡充するとともに、紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせ、標準報酬等の適及訂正事案への対応等、着実に作業を進めてまいります。

また、来年一月の日本年金機構の設立に向け、昨年七月に策定した基本計画に基づき、その準備を進めてまいります。

急速に進行する少子化への対策につきましては、子どもと家族を応援する日本重点戦略に沿って、働き方の改革による仕事と生活の調和の実現

と、多様な働き方に対応した保育サービスなど子育て支援の基盤充実を車の両輪として進めてまいります。

そのため、安心こども基金の実施を初めとして新待機児童ゼロ作戦を着実に進めるとともに、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に係る検討をさらに進めてまいります。加えて、妊婦健診の公費負担の拡充を行ったところであり、また、本年十月からの出産育児一時金の四十二万円への引き上げなど、妊娠や出産費用の不安を解消し、安心、安全に妊娠、出産できる体制の整備を進めてまいります。

さらに、育児期の短時間勤務制度の義務化や男性の育児休業の取得促進など、育児・介護休業制度の見直しに取り組んでまいります。

なお、昨年、地域及び職場における仕事と家庭の両立支援の促進、虐待を受けた子供等への支援の強化などを内容とする児童福祉法、次世代育成支援対策推進法等の改正を行ったところであり、今後、その施行に万全を期してまいります。

新型インフルエンザ対策につきましては、その発生が国際的にも予断を許さない状況になっており、今般改定いたしました行動計画等に基づき、抗インフルエンザウイルス薬の確保、ワクチンの開発能力の強化や地域における医療提供体制の整備の推進等、今後とも、関係省庁等と連携し、対策の一層の充実を図ってまいります。

また、肝炎患研究の充実強化、診療体制の整備、インターフェロン治療の医療費助成など、肝炎総合対策に全力で取り組んでまいります。

さらに、がん対策推進基本計画に掲げる目標の達成に向け、がん対策の充実を図るとともに、難病研究の大幅な拡充など難病対策の一層の推進を図ってまいります。

食品の安全性の確保につきましては、輸入食品の監視体制を強化するとともに、問題事案発生時には、関係行政機関と連携しつつ迅速に対応するなど、国民の健康の保護を図るために全力を尽くしてまいります。

薬害肝炎事件の反省に立ち、安全対策の体制強化など医薬品等による健康被害の再発防止のための取り組みを進めます。

また、革新的医薬品・医療機器創出のための五カ年戦略に沿って、関係省庁との連携のもと、研究開発の促進、治験活性化、さらに昨年末に課題の採択を行った先端医療開発特区の推進などに総合的に取り組んでまいります。

援護行政につきましては、戦没者の遺骨収集や慰霊事業、戦傷病者、戦没者遺族等に対する支援の拡充、中国残留邦人に対する支援策を適切に実施してまいります。また、戦没者等の御遺族に対する特別弔慰金について、特例的に支給するための法案を今国会に提出したところでございます。

グローバル化の進展に伴い、厚生労働分野においても、国際社会の中で日本の果たすべき役割が増しております。昨年の北海道洞爺湖サミットにおける議論を踏まえ、地球規模の感染症対策や世界の保健システム強化に取り組むとともに、G8各国と協調し、世界規模での雇用状況の悪化への対策を進めてまいります。

以上、御説明申し上げましたが、今国会において厚生労働省から提出及び現在継続審議となっている法案につきましては、早期の成立をお願いいたします。

厚生労働行政には、このほかにも多くの課題が山積しております。

私は、これら諸課題の解決に向けて全力を尽くしてまいりますので、委員長を始め、皆様方の一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○田村委員長 次に、平成二十一年度厚生労働省関係予算の概要について説明を聴取いたします。

大村厚生労働副大臣。

○大村副大臣 厚生労働副大臣の大村秀章でございます。渡辺副大臣並びに戸井田、金子両政務官とともに外添大臣を支え、田村委員長を始め委員各位の御理解と御協力を得ながら厚生労働行政の推進に

邁進してまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

お手元の資料に基づきまして、平成二十一年度厚生労働省関係予算案の概要について御説明申し上げます。

まず、平成二十一年度厚生労働省所管一般会計予算の規模は、総額二十五兆五千五百六十八億円、対前年度三兆三百四十六億円、一三・七％の増加となっております。

次に、予算の主要施策について御説明申し上げます。

第一は、五ページから十三ページにかけての、健康な生活と安心で質の高い医療の確保等のための施策の推進であります。地域において必要な医療が受けられるよう、安心と希望の医療確保ビジョンに基づき、医師等人材確保対策を初め、安心で質の高い医療提供体制の充実を図るとともに、新型インフルエンザ等の感染症対策や、がん等の生活習慣病対策、難病等の疾病対策を推進してまいります。

また、医療保険制度につきましては、安定的で持続可能な制度の運営を確保してまいります。

第二は、十四ページから二十三ページにかけての、厳しい経済環境のもとにおける雇用、生活安定の確保であります。現下の厳しい雇用情勢により、派遣労働者等の雇いどめ、解雇、新卒者の内定取り消しなど、深刻な問題が生じており、今後、雇用の大幅な調整につながるものが懸念されます。このため、雇用機会創出のための各般の施策を講ずることとしております。特に、中小企業等の雇用維持支援などの労働者の雇用維持対策、派遣労働者、年長フリーター等を正規雇用した企業に対する助成や介護分野未経験者の雇い入れ助成などの再就職支援対策、住居を喪失した離職者等に対する住居入居初期費用等の資金融資等の住居、生活支援などの対策を強化してまいります。

また、若者、女性、高齢者、障害者等を初めとするニーズに応じたきめ細やかな支援策、地域雇用対策の充実や人材面からの中小企業支援等を強化してまいります。

力に進めてまいります。

第三は、二十四ページから二十七ページにかけての、安心、納得して働くことのできる環境整備であります。将来にわたる安定した雇用、生活を実現するため、正社員以外の方々の正社員化を含む待遇の改善や、適正な雇用関係の構築などにより安心、納得して働ける環境の整備を図ってまいります。

また、健康で豊かな生活のための時間の確保や、多様な働き方、生き方の選択などによる仕事と生活の調和の実現を推進してまいります。

第四は、二十八ページから三十一ページにかけての、人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進であります。少子化や人口減少の進行は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題であります。

このため、新待機児童ゼロ作戦等を踏まえ、仕事と生活の調和の実現に向けた施策の推進や、地域の子育て支援の推進、児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実、母子保健医療の充実、出産等に係る経済的負担の軽減など、少子化対策を総合的に推進してまいります。

第五は、三十二ページから三十六ページにかけての、高齢者等が生きていきと安心して暮らせる福祉社会の実現であります。高齢者が生きていきと安心して暮らせる健康現役社会を実現するため、安定的、効率的な介護保険制度の運営や福祉・介護サービスを担う人材の確保を行うとともに、医療も含めた総合的な認知症対策や介護予防対策等の関連施策を推進してまいります。

あわせて、高齢者等の雇用就業対策について、六十五歳までの継続雇用の着実な推進、七十歳まで働ける企業の実現に向けた取り組み等により、意欲と能力のある限り、幾つになっても働ける社会の実現に向けた環境整備を図ってまいります。

年金制度につきましては、持続可能で安心できる制度を構築するため、平成二十一年四月から基礎年金庫負担割合を二分の一といたします。また、生活保護制度については、生活保護受給

者の自立支援、制度の適正実施を推進してまいります。

第六は、三十七ページから三十九ページにかけての、障害者の自立支援の推進であります。障害者の自立生活を支援するため、良質な障害福祉サービスの確保するとともに、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活への移行支援の推進や、発達障害者支援施策のさらなる拡充を図ってまいります。

さらに、福祉施設で働く障害者の一般就労への移行を促進するとともに、工賃水準の引き上げを図り、障害者の職業的自立に向けた就労支援を総合的に推進してまいります。

第七は、四十ページから四十四ページにかけての、国民の安全と安心のための施策の推進であります。薬害再発防止のため、医薬品、医療機器の安全対策を強化するとともに、有効で安全な医薬品、医療機器を迅速に提供するための対策、血液対策、麻薬、覚せい剤対策などを推進してまいります。

また、国民の健康危害防止のため、輸入食品の安全対策、残留農薬等ポジティブリスト制度の着実な実施、健康食品の安全性の確保など、食品安全対策を推進するほか、自殺対策、バイオテロリズム等の発生に備えた健康危機管理体制の強化、安全で良質な水の確保を推進してまいります。

第八は、四十五ページから四十六ページにかけての、年金記録問題等への対応であります。年金記録問題への対応につきましては、年金記録の管理等に対する国民の皆様の不信感を払拭するため、平成十九年七月に政府・与党で決定した方針に基づき、引き続き、徹底して迅速かつ効率的に対策を進めてまいります。

また、保険料収納率の向上、民間委託の拡大等の取り組みを徹底するとともに、日本年金機構を設立するなど、組織改革、業務改革の推進を図ってまいります。

以上のほか、四十七ページから四十九ページにあるように、世界保健機関や国際労働機関等を通

じた国際協力の推進、外国人労働問題等への適切な対応、社会保障カードの導入に向けた検討、戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等の援護、原爆被害者対策等の諸施策を推進してまいります。

以上、主な内容について御説明しましたが、お手元の資料のうち、一般会計予算案の主要経費別内訳及び特別会計予算案の概要につきましては、説明を省略させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田村委員長 以上で大臣の所信表明並びに平成二十一年度厚生労働省関係予算の概要についての説明は終わりました。

○田村委員長 この際、御報告いたします。

昨年十二月二十四日、議長より本委員会に送付されました、議員長妻昭君外百十二名からの年金記録問題の実態等に関する予備的調査の要請につきましては、理事間の協議により、衆議院規則第五十六条の第三項によつて、同日、調査局長に対し、予備的調査を命じましたので、御報告いたします。

また、昨年十一月二十八日、本委員会から調査局長に命じました健康保険組合への国家公務員の再就職状況に関する予備的調査につきまして、去る二月十七日、その報告書が提出されましたので、御報告いたします。

なお、報告書につきましては、同日、議長に対し、その写しを提出いたしました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時五十二分散会

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律

第百六十四回国会 中山太郎君外五名提出

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律

臓器の移植に関する法律 平成九年法律第百四

号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項を次のように改める。

医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体(脳死した者の身体を含む。以下同じ。)から摘出することができる。

一 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供することを書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。

二 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供することを書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。

第六条第二項中「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であつて」を削り、「もの」を「者」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 臓器の摘出に係る前項の判定は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。

一 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないとき。

二 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、その者の家族が当該判定を行うことを書面により承諾しているとき。

第六条の次に次の一条を加える。
(親族への優先提供の意思表示)

第六条の二 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供することを書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供することを書面により表示することができる。

第七条中「前条」を「第六条」に改める。
第十七条の次に次の一条を加える。
(移植医療に関する啓発等)

第十七条の二 国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供することを有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

附則第四條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第四條 削除
附則第五條の前の見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、第六條の次に一条を加える改正規定及び第七條の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
(経過措置)

2 前項ただし書に規定する日からこの法律の施行の日の前日までの間における臓器の移植に関する法律附則第四條第二項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「第六條」とする。

3 この法律の施行前にこの法律による改正前の臓器の移植に関する法律附則第四條第一項に規定する場合に該当していた場合の眼球又は腎臓の摘出、移植術に使用されなかつた部分の眼球

又は腎臓の処理並びに眼球又は腎臓の摘出及び摘出した眼球又は腎臓を使用した移植術に関する記録の作成、保存及び閲覧については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

5 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器(臓器の移植に関する法律第五条に規定する臓器をいう。)が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供することを書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているときに、医師は、当該臓器を移植術に使用するために死体から摘出することができることとするともに、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供することを書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供することを書面により表示することができることとし、あわせて国及び地方公共団体は、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずる等の必要がある。これらが、この法律案を提出する理由である。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案
第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出
臓器の移植に関する法律の一部を改正する

法律

臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「場合」の下に「当該意思の表示が十二歳に達した日後においてなされた場合に限る。」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(親族への優先提供の意思表示)

第六条の二 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供することを書面により表示している者又は表示しようとする者(十二歳に達した日後において当該意思を表示した者又は表示しようとする者に限る。)は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供することを書面により表示することができる。

第七條中「前条」を「第六條」に改める。
第十七條の次に次の一条を加える。
(移植医療に関する教育の充実、啓発等)

第十七條の二 国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、学校、家庭その他の様々な場を通じて移植医療に関する教育の充実を図るとともに、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供することを有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

附則第四條第一項中「より表示している場合」の下に「当該意思の表示が十二歳に達した日後においてなされた場合に限る。」を加え、同条第二項中「中」前条」とあるのは「附則第四條第一項」と、第八條及び第九條を「から第九條までの規定」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第十七條の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

理由

死亡した者が生存中、臓器を移植術に使用されるために提供することを十二歳に達した日後において書面により表示した場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときに、医師は、移植術に使用されるための臓器を死体から摘出することができるとするとともに、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供することを書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供することを書面により表示することができるとし、あわせて国及び地方公共団体は、移植医療に関する教育の充実を図るとともに、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案
第百六十八回国会 金田誠一君外二名提出

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律

臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

臓器等の移植に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第一章 総則(第一条―第五条)
- 第二章 死体からの臓器等の摘出等(第六条―第十条)
- 第三章 生体からの特定臓器の摘出等(第十条の二―第十条の五)
- 第四章 臓器売買の禁止等(第十一条―第十七条)
- 第五章 雑則(第十七条の二―第十九条)
- 第六章 罰則(第二十条―第二十五条)

第一章 総則

第一類第七号

厚生労働委員会議録第一号 平成二十一年三月四日

第一条中「法律は」の下に「臓器等の移植が人間の尊厳の保持及び人権の保障に重大な影響を与える可能性があることにかんがみ」を加え、「臓器の」を「臓器等の」に、「臓器を」を「臓器等を」に改め、「死体」の下に「又は生体」を加え、「臓器売買」を「臓器等の売買」に改める。

第二項中「臓器」を「臓器等」に改め、同条第二項中「臓器を」を「臓器等を」に改め、「提供は」の下に「本人の十分な理解に基づき」を加え、同条第三項中「臓器を」を「臓器等を」に改め、同条第四項中「係る」の下に「死亡した者から提供された臓器等を使用した」を加える。

第四条中「臓器」を「臓器等」に、「対し必要なを」対し、移植術が当該移植術を受ける者の生命及び身体機能に与える影響等について適切に改める。

第五条中「腎臓」の下に「脾臓」を加え、「及び眼球を削り、同条に次の三項を加える。

2 この法律において「特定臓器」とは、臓器のうち、肺、肝臓、脾臓その他の厚生労働省令で定める内臓の一部及び腎臓の一侧をいう。

3 この法律において「組織」とは、人の心臓弁、脾臓、眼球、皮膚、骨、血管その他細胞から構成される人体の部分(生殖に係る部分を除く。)であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

4 この法律において「臓器等」とは、臓器及び組織をいう。

第五条の次に次の章名を付する。

第二章 死体からの臓器等の摘出等

第六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「臓器の摘出」を付し、同条第一項中「を移植術を」を「臓器の移植術に」、「法律を」を「章の規定」に改め、同条第二項中「全脳を」を「脳全体のすべて」に、「停止する」を「喪失する」に改め、同条第三項中「当該者が第一項に規定する意思の表示に併せて前項による判定に従う意思を書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がな

いとき」を「次の各号のいずれにも該当する場合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該者が第一項に規定する意思の表示に併せて前項による判定に従う意思を書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないとき。

二 当該者が、脳の器質的な障害により、深昏迷の状態(厚生労働省令で定める状態をいう。)及び自発呼吸を消失した状態にある場合

三 当該者について、脳の器質的な障害の原因となる疾患が確実に診断されていて、当該疾患に対して行い得るすべての適切な治療を行った上で回復の可能性がないと認められる場合

四 その他厚生労働省令で定める場合

第六条の次に次の三項を加える。

第六条の二 医師は、死亡した者が生存中に心臓弁、脾臓その他の臓器に含まれる組織であつて厚生労働省令で定めるものを含む臓器を当該組織の移植術に使用されるために提供することを書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この章の規定に基づき、当該組織の移植術に使用されるための臓器を、前条第二項の脳死した者の身体以外の死体から摘出することができる。

(組織の摘出)
第六条の三 医師は、死亡した者が生存中に組織(前条に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を移植術に使用されるために提供することを書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該組織の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この章の規定に基づき、移植術に使用されるための組織を、第六条第二項の脳死した者の身体以外(臓器等)の摘出及び移植術が行われる病院等)の死体から摘出することができる。

第六条の四 前三条の規定による臓器等の摘出及び

び当該臓器等又は当該臓器に含まれる組織を使用した移植術は、厚生労働省令で定める基準を満たした病院又は診療所において行われるようにしなければならない。

第七条の見出し中「臓器を」を「臓器等」に改め、同条中「前条を」を「第六条から第六条の三まで」に、「臓器を」を「臓器等」に改め、「関する手続」の下に「(以下この条及び第十七条の三第一項において「検視等」という。)を加え、「当該手続」を「当該検視等」に改める。

第八条中「第六条」の下に「から第六条の三まで」を加え、「臓器」を「臓器等」に改める。

第九条の見出し中「臓器を」を「臓器等」に改め、同条中「第六条の下に」を「から第六条の三まで」を加え、「臓器」を「臓器等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第十七条の四第一項の規定により研究に使用される場合は、この限りでない。

第十条第一項中「同条」の下に「から第六条の三まで」を加え、「臓器を」を「臓器等」に、「を使用した」を「若しくは当該臓器に含まれる組織を使用した」に改め、同条第二項中「五年間」を「二十年間」に改め、同条第三項中「臓器を」を「臓器等」に改め、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 生体からの特定臓器の摘出等

(生命及び身体安全の確保)

第十条の二 移植術に使用されるための特定臓器の生体からの摘出に当たっては、当該特定臓器が摘出されることとなる者の生命及び身体安全が最大限確保されなければならない。

(特定臓器の摘出等)

第十条の三 医師は、第五条第二項の厚生労働省令で定める内臓又は腎臓の機能に障害がある者(以下「移植対象者」という。)の親族(配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))又は二親等以内の血族に限る。以下この章において同じ。)が当該移植対象者に対する移植術に使用されるための特定臓器を提供する意思を書面により表示している

場合(当該親族が二十歳に達した日後に当該意思の表示をした場合に限る。)であつて、厚生労働省令で定める基準を満たした病院又は診療所の承認があつたときは、この章の規定に基づき、当該病院又は診療所において、当該移植対象者に対する移植術に使用されるための特定臓器を、当該親族から摘出することができる。

2 前項の承認は、同項の病院又は診療所が、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも該当することを確認した場合に限り行うことができる。

一 特定臓器が摘出されることとなる者が当該移植対象者の親族であること。

二 当該親族が特定臓器を当該移植対象者に対する移植術に使用されるために提供することを書面により表示していること(当該親族が二十歳に達した日後に当該意思の表示をした場合に限る。)

三 特定臓器の摘出が当該親族の生命及び身体の機能に重大な影響を与えるおそれがないとの判定が、これを的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師(当該承認がなされた場合に当該親族から特定臓器を摘出し、又は当該特定臓器若しくは当該特定臓器に含まれる組織を使用した移植術を行うこととなる医師を除く。)の判断の一致によつて行われたこと。

四 医師が、移植対象者の親族が第二号の意思を書面により表示するまでに、当該親族に対し、特定臓器の摘出が当該親族の生命及び身体の機能に与える影響その他の当該親族からの特定臓器の摘出及び当該特定臓器又は当該特定臓器に含まれる組織を使用した移植術に関する事項であつて厚生労働省令で定める事項について、当該親族が十分理解できるよう説明していること。

3 第一項の病院又は診療所において同項の承認の事務に従事する者であつて厚生労働省令で定めるものは、同項の承認がされたときは、厚生

労働省令で定めるところにより、当該承認に係る事項が記載された書面を作成しなければならない。

4 第一項の承認に基づいて移植対象者の親族から特定臓器を摘出しようとする医師は、あらかじめ、当該親族に係る前項の書面の交付を受けなければならない。

5 第六条の四の規定は、第一項の規定により摘出された特定臓器又は当該特定臓器に含まれる組織を使用した移植術について準用する。

(使用されなかった部分の特定臓器の処理)

第十条の四 病院又は診療所の管理者は、前条の規定により摘出された特定臓器であつて移植術に使用されなかつた部分の特定臓器を、厚生労働省令で定めるところにより処理しなければならない。

(記録の作成、保存及び閲覧)

第十条の五 第十条の三第三項に規定する者は、同条第一項の承認が行われた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、承認に関する記録を作成しなければならない。

2 医師は、第十条の三の規定による特定臓器の摘出又は当該特定臓器若しくは当該特定臓器に含まれる組織を使用した移植術以下この項において「摘出等」という)を行った場合には、厚生労働省令で定めるところにより、摘出等に関する記録を作成しなければならない。

3 第一項の記録は第十条の三第一項の病院又は診療所の管理者が、前項の記録は病院又は診療所に勤務する医師が作成した場合にあつては当該病院又は診療所の管理者が、病院又は診療所に勤務する医師以外の医師が作成した場合にあつては当該医師が、二十年間保存しなければならない。

4 第十条第三項の規定は、前項の規定により第一項又は第二項の記録を保存する者について準用する。この場合において、同条第三項中「臓器等」とあるのは「特定臓器」と、「遺族」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第四章 臓器売買の禁止等

第十一条の見出し中「臓器売買を臓器等の売買」に改め、同条中「臓器を臓器等」に改める。

第十二条の見出し中「臓器を臓器等」に改め、同条第一項中「限る。」の下に「若しくは移植術に使用されるための第六条の三に規定する組織第六条第二項の脳死した者の身体以外の死体から摘出されるもの又は摘出されたものに限る。」を加え、「その提供」を「それらの提供」に改め、「受けること」の下に「この項に規定する臓器に含まれる第六条の二に規定する組織の提供を受けることを含む。」を加え、「臓器の」を「臓器等の」に改め、同条第二項第二号中「臓器」を「臓器等」に改める。

第十三条中「臓器あつせん機関を臓器等あつせん機関」に、「臓器の」を「臓器等の」に改める。

第十四条 第十五条第一項、第十六条及び第十七条中「臓器あつせん機関を臓器等あつせん機関」に改め、同条の次に次の章名及び四条を加える。

第五章 雑則

(移植術を受けた者等の健康状態の把握)

第十七条の二 国は、第六条から第六条の三までの規定により摘出された臓器等若しくは当該臓器に含まれる組織又は第十条の三の規定により摘出された特定臓器若しくは当該特定臓器に含まれる組織を使用した移植術を受けた者及び同条の規定により特定臓器を摘出された者の適切な健康管理に資するため、これらの者の健康に関する情報に係るデータベースが整備されること等により、これらの者その他の関係者がこれらの者の当該移植術後の健康状態及び当該摘出後の健康状態を的確に把握することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(検証の実施)

第十七条の三 国は、この法律の規定による臓器等の移植に関し、臓器等を提供する意思表示の有効性、第六条第二項の脳死した者の身体から臓器の摘出が行われた場合における同項の判定

の適正性及び同条第三項第一号の意思表示の有効性、同条から第六条の三までの規定により臓器等が摘出される前に検視等が行われた場合における当該検視等の適正性、移植術の必要性、移植術を受けた者及び特定臓器を摘出された者の当該移植術後及び摘出後の健康状態その他必要な事項の調査及び分析を通じて、適正な移植医療の確保を図るための検証を行うものとする。

2 前項の検証を行う機関の設置その他同項の検証に必要な事項については、別に法律で定める。

(研究目的への転用等)

第十七条の四 医師その他の厚生労働省令で定める者は、死亡した者が生存中に第六条第一項、第六条の二又は第六条の三に規定する意思の表示に併せて死体から移植術に使用されるために摘出された臓器等であつて移植術に使用されなかつた部分の臓器等が研究のために使用されることを承諾する意思を書面により表示しているときは、厚生労働省令で定める要件を満たした施設において、当該施設の承認があつた場合に限り、当該使用されなかつた部分の臓器等を、疾病の予防、診断及び治療の方法の開発その他保健医療の向上に資する目的での研究に使用することができる。

2 前項の承認は、厚生労働省令で定めるところにより、行うものとする。

3 第六条から第六条の三までの規定による臓器等の摘出が行われた病院又は診療所の管理者は、当該摘出された臓器等であつて移植術に使用されなかつた部分の臓器等を、当該病院又は診療所以外の施設において行われようとする第一項の規定による研究のために引き渡すときは、あらかじめ、当該死亡した者について同項に規定する意思があつたことその他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働省令で定めるところにより行われる当該病院又は診療所の承認を受けなければならない。

4 第一項に規定する施設の管理者は、同項の規定による研究のために提供され、又は引き渡された臓器等であつて不要となつた部分の臓器等を、厚生労働省令で定めるところにより処理しなければならない。

(研究用臓器等の引渡しに関する財産上の利益の收受等の禁止)

第十七条の五 何人も、移植術に使用されるために摘出された臓器等であつて移植術に使用されなかつた部分の臓器等のうち研究に使用されるためのもの(以下この条において「研究用臓器等」という。)を引き渡すこと又は引き渡したことの対価として、財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 何人も、研究用臓器等の引渡しを受けること又は受けたことの対価として、財産上の利益を供与してはならない。

3 何人も、研究用臓器等を引き渡すこと又はその引渡しを受けることあつてせんをすること又はあつてせんをしたことの対価として、財産上の利益の供与を受けてはならない。

4 何人も、研究用臓器等を引き渡すこと又はその引渡しを受けることあつてせんを受けること又はあつてせんを受けたことの対価として、財産上の利益を供与してはならない。

5 前各項の対価には、交通、通信、研究用臓器等の保存若しくは移送又は研究等に要する費用であつて、研究用臓器等を引き渡すこと若しくはその引渡しを受けること又はそれらのあつてせんをすることに関して通常必要であると認められるものは、含まれない。

第十九条の次に次の章名を付する。

第六章 罰則

第二十条の前の見出しを削る。

第二十一条第一項中「第六条第五項の下に」又は第十条の三第三項を加え、同条第二項中「した者」の下に「又は第十条の三第四項の規定に違反して同条第三項の書面の交付を受けないで特定臓器の摘出をした者」を加える。

第二十二条中「臓器を」「臓器等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十二條の二 第十七條の五第一項から第四項までの規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十三條第一項第一号中「第九條」の下に「第十條の四又は第十七條の四第四項」を加え、同項第二号中「第十條第一項」の下に「若しくは第十條の五第一項若しくは第二項」を加え、「同条第二項」を「第十條第二項若しくは第十條の五第三項」に改める。

第二十四條第一項中「第二十二條及び前條」を「及び第二十二條から前條まで」に改める。

附則第四條第一項中「第六條第一項」の下に「又は第六條の三」を加え、「同条第二項」を「第六條第二項」に改め、同条第二項中「前條」とあるのは「附則第四條第一項」と、第八條及び第九條中「第六條」を「第六條の三」に改め、「同条」の下に「第六條の三」までを、「附則第四條第一項の規定による」との下に「第十七條の二中「第六條から第六條の三」まで」とあるのは「附則第四條第一項」と、「若しくは当該臓器に含まれる組織又は第十條の三の規定により摘出された特定臓器若しくは当該特定臓器に含まれる組織を使用した移植術を受けた者及び同条の規定により特定臓器の摘出を受けた者」とあるのは「を使用した移植術を受けた者」と、「これらの者」とあるのは「その者と」、「当該移植術後の健康状態及び当該摘出後」とあるのは「当該移植術後」と、第十七條の三第一項中「第六條第二項の脳死した者の身体から臓器の摘出が行われた場合における同項の判定の適正性及び同条第三項第一号の意思表示の有効性、同条から第六條の三」まで」とあるのは「附則第四條第一項」と、「及び特定臓器を摘出された者の当該移植術後及び摘出後」とあるのは「の当該移植術後」とを加える。

附則第七條中「第六條」の下に「又は第六條の三」を加え、「臓器を」「臓器等」に、「第九條」を「第九

条本文」に改める。

附則第八條中「第六條」の下に「又は第六條の三」を加え、「臓器を」「臓器等」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(子どもについての臓器等の移植に関する制度に関する検討)

第二条 子どもについての臓器等(この法律による改正後の臓器等の移植に関する法律(以下「新法」という。))第五条第四項に規定する臓器等をいう。以下同じ。の移植に関する制度については、臓器等の移植に関し子どもの自己決定及び親の関与が認められる範囲、子どもについての脳死判定基準並びに虐待を受けた子どもからの臓器等の摘出を防止するために有効な仕組みの在り方を含めて多様な分野の専門家その他広く国民の意見を求めつつ検討が加えられ、必要があること認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

2 前項の検討を行うに当たっては、児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、子どもの人権の保障に配慮されなければならない。

(臓器等を摘出しようとする場合における検視等の制度に関する検討)

第三条 新法第六條から第六條の三まで又は附則第四條第一項の規定により死体から臓器等が摘出されようとする場合において当該死体について新法第七條に規定する検視等が行われるときにおける当該死亡した者が死亡した原因、死亡した状況等の究明を適切に行う方策については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の際この法律による改正前の臓器の移植に関する法律(以下「旧法」という。))第六條第一項の規定により同条第二項の脳死した者の身体から臓器(旧法第五条に規定す

る臓器をいう。以下この条、附則第七條及び第八條において同じ。)の摘出に着手している場合における当該臓器の摘出、当該摘出に係る礼意の保持、当該摘出及び当該臓器を使用した移植術に関する記録の作成並びに死体から摘出された臓器のあつてせんの許可については、なお従前の例による。

第五条 新法第六條第二項の規定は、この法律の施行後に終了する脳死した者の身体に係る判定から適用する。この場合において、この法律の施行前に着手した当該脳死した者の身体に係る判定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2 この法律の施行前に終了した旧法第六條第二項の判定が的確に行われたことを証する書面の作成及び当該判定に関する記録の作成については、なお従前の例による。

第六條 この法律の施行前に終了した旧法第六條第二項の判定に係る脳死した者の身体(以下「旧基準による脳死した者の身体」という。))からこの法律の施行後に臓器(新法第五條第一項に規定する臓器をいう。)の摘出に着手する場合における当該摘出、当該旧基準による脳死した者の身体からの臓器の摘出の制限、当該摘出に係る礼意の保持、当該摘出及び当該臓器に係る移植術に関する記録の作成並びに死体から摘出された臓器のあつてせんの許可については、当該旧基準による脳死した者の身体を新法第六條第二項の脳死した者の身体とみなし、新法第六條第一項及び第六條、第七條、第八條、第十條第一項並びに第十二條の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、新法第六條第六項中「第二項の判定」とあるのは「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号。以下「改正法」という。))による改正前の臓器の移植に関する法律(以下「旧法」という。))第六條第二項の判定」と、「前項の書面」とあるのは「旧法第六條第五項の書面(改正法附則第五條第二項の規定によ

りなお従前の例により作成された書面を含む。」とする。

第七條 新法第九條及び第十七條の四の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後に移植術に使用されるために死体（新法第六條第二項の脳死した者の身体（旧基準による脳死した者の身体を含む。）を含む。）からの摘出に着手した臓器等であつて移植術に使用されなかつた部分の臓器等について適用し、この法律の施行前に移植術に使用されるために死体（旧法第六條第二項の脳死した者の身体を含む。）からの摘出に着手した臓器であつて移植術に使用されなかつた部分の臓器のこの法律の施行後の処理については、なお従前の例による。

第八條 新法第十條第二項の規定（これに係る罰則を含む。）は、この法律の施行後に終了した新法第六條第二項の判定又はこの法律の施行後に着手した同条若しくは新法附則第四條第一項の規定による臓器等の摘出（附則第六條の規定により行われる旧基準による脳死した者の身体からの臓器等の摘出を含む。）若しくは当該臓器等を使用した移植術に関する記録の保存について適用し、この法律の施行前に終了した旧法第六條第二項の判定又はこの法律の施行前に着手した旧法第六條若しくは附則第四條第一項の規定による臓器の摘出（附則第四條の規定によりなお従前の例によることとされる臓器の摘出を含む。）若しくは当該臓器を使用した移植術に関する記録の保存については、なお従前の例による。

第九條 この法律の施行後に行われる旧基準による脳死した者の身体への処置については、当該旧基準による脳死した者の身体を新法第六條第二項の脳死した者の身体とみなし、新法附則第十一條の規定を適用する。

第十條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に

よる。

第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第十二條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七十五号中「行う臓器」を「行う臓器等」に、「臓器の移植に関する法律」を「臓器等の移植に関する法律」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第十三條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第五十六号中「臓器の移植に関する法律」を「臓器等の移植に関する法律」に、「臓器売買」を「臓器等の売買」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十四條 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十号中「臓器」を「臓器等」に改める。

理 由

我が国では人の死を極めて慎重にかつ礼節をもつて遇する伝統及び習慣があり、臓器の移植に関する法律の制定時においては脳死を人の死とはせずに臓器移植を認める法案も審議された経緯があつたことを踏まえれば、脳死した者の身体をどのように取り扱うかについては十分な慎重さが求められるべきであること並びに現行法下における脳死の判定に関して疑義が生じていること、生体間の臓器の移植では移植対象者の親族が臓器提供を拒むことが困難な場合があること等を踏まえれば、臓器等の移植が人間の尊厳の保持及び人権の保障に重大な影響を与える可能性があることにかんがみ、脳死の判定の基準及びその手続の適正化を図り、並びに組織についての移植及び生体間の

臓器の移植について必要な規制を定めるとともに、移植術を受けた者等の健康状態の把握に関する規定及び臓器等の移植に関する検証に関する規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。